

大阪府環境審議会野生生物部会報告書

大阪府環境審議会野生生物部会長

平成24年1月17日に大阪府環境審議会野生生物部会を開催し、知事から諮問のあった、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第4条第4項の規定に基づく、大阪府鳥獣保護事業計画の変更（第11次計画の策定）について、法第7条第8項において準用する第4条第4項の規定に基づく、大阪府シカ保護管理計画の変更（第3期計画の策定）及び大阪府イノシシ保護管理計画の変更（第2期計画の策定）について、審議を行い、同日付けで大阪府環境審議会会長から知事あて答申を行ったので、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領（以下「要領」という。）第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、大阪府環境審議会条例第6条第7項及び要領第3条第5項第1号並びに第2号の規定に基づき、当部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

鳥獣3計画の策定について

第11次大阪府鳥獣保護事業計画
大阪府シカ保護管理計画（第3期）
大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）

計画の位置づけ

第11次大阪府鳥獣保護事業計画

- ◆人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第4条に基づき策定する。
- ◆主な変更点：メジロの愛玩飼養目的の捕獲を禁止

大阪府シカ保護管理計画（第3期）及び大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）

- ◆近年増加・分布拡大傾向があり、人との軋轢が増加しているシカ・イノシシについて法第7条に基づき大阪府シカ保護管理計画（第3期）及び大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）を策定し、引き続き総合的なシカ・イノシシ対策を講じる。
- ◆主な変更点
 - シカ保護管理計画
 - 対象地域を府内全域に拡大
 - 狩猟期間の一ヶ月延長を継続
 - 狩猟における捕獲頭数制限を撤廃
（ただし銃猟でのオスの捕獲は1人1日1頭まで）
 - イノシシ保護管理計画
 - 対象地域を府内全域に拡大
 - 狩猟期間の一ヶ月延長を継続
 - ※狩猟における捕獲頭数は従前より無制限

計画期間

平成24年4月1日から29年3月31日までの5カ年計画

検討経過

- ◆平成23年6月28日 第1回 大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会（※1）
- ◆平成23年7月27日 第1回 大阪府環境審議会野生生物部会（諮問）
- ◆平成23年8月30日 第2回 大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会
- ◆平成23年9月27日 第2回 大阪府環境審議会野生生物部会
- ◆平成23年11月1日～30日 パブリックコメント
- ◆平成24年1月17日 第3回 大阪府環境審議会野生生物部会（答申）

今後のスケジュール

- ◆平成24年2～3月 市長村説明、計画公表、環境大臣報告
- ◆平成24年4月 計画に基づく対策の実施

（※1）大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会：学識経験者、農林業関係団体、自然保護団体、狩猟者関係団体、関係市町村等で構成

第11次大阪府鳥獣保護事業計画の概要

鳥獣保護事業計画

都道府県の実施する鳥獣保護事業についての基本的な考えや施策の在り方を示す枠組みであり、環境大臣が定める基本指針に基づいて、都道府県が作成する5カ年の計画

第11次鳥獣保護事業計画の概要

基本理念

人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成24年4月1日～平成29年3月31日(5ヶ年間)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

野生鳥獣の保護上重要な森林・河川等を鳥獣保護区に指定

①鳥獣保護区の指定

- 計画開始：18箇所 12,801ha ⇒ 計画終了：18箇所 12,913ha
 - ・変更指定(区域拡大) 1箇所 304ha(112ha増)
 - ※紀泉高原鳥獣保護区(岬町域)
 - ・再指定 7箇所 5,582ha
 - ・鳥獣保護区における農林業被害対策のための捕獲を適切に実施することにより、指定に関する関係者の理解を得られるよう努める

②特別保護地区の指定

- 計画開始：1箇所 70ha ⇒ 計画終了：1箇所 70ha
 - ・再指定 1箇所 70ha

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- 個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、人工増殖の可能性を検討
- 被害のおそれがなく、効果が認められる場合においては、放鳥の可能性を検討

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

捕獲の目的別に許可基準を設定

- 学術研究を目的とする場合
- 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止(有害鳥獣捕獲)を目的とする場合
- 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
- その他特別な事由を目的とする場合
 - ・鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
 - ・傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
 - ・博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - ・愛玩のための飼養の目的
 - ⇒愛玩のための飼養の目的での捕獲は許可しない
 - ・その他鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

狩猟による危険を予防するため市街化の進んだ地域や野外レクリエーション利用が多い地域を特定猟具使用禁止区域に指定

①特定猟具使用禁止区域(銃器)の指定

- 計画開始：73箇所 120,921ha ⇒ 計画終了：74箇所 121,094ha
 - ・新規指定 1箇所 149ha
 - ・変更指定(区域拡大) 1箇所 844ha(24ha増)
 - ・再指定 26箇所 18,150ha

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

人間活動とシカ及びイノシシとの軋轢を軽減し長期にわたる安定的な共存を図るため特定鳥獣保護管理計画を策定

●大阪府シカ保護管理計画(第3期計画)

保護管理の目標：平成22年度の被害金額及び被害面積の半減
平成22年度捕獲数(約700頭)以上の捕獲

計画期間：平成24年4月1日～29年3月31日(5ヶ年間)

●大阪府イノシシ保護管理計画(第2期計画)

保護管理の目標：平成22年度の被害金額及び被害面積の半減
平成22年度捕獲数(約3,700頭)以上の捕獲

計画期間：平成24年4月1日～29年3月31日(5ヶ年間)

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

鳥獣保護行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努める

- 鳥獣保護対策調査
- 狩猟実態調査

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

鳥獣行政に携わる職員や鳥獣保護員を育成するため、研修等の実施により専門的知識の修得・向上を図る

第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

- 狩猟の適正管理
- 傷病鳥獣への対応
 - ⇒傷病鳥獣への対応について、救護する鳥獣種は原則として農林水産業被害や生活環境被害の原因となっているものを除く
- 安易な餌付けの防止
- 動物由来感染症等への対応
 - ⇒「大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」等に基づく動物由来感染症への迅速かつ的確な対応
- 普及啓発

第11次大阪府鳥獣保護事業計画

平成24年4月 1日から

5年間

平成29年3月31日まで

大 阪 府

目 次

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	
(1) 方針	
① 指定に関する中長期的な方針	1
② 指定区分ごとの方針	1
(2) 鳥獣保護区指定計画	2
① 鳥獣保護区の変更計画	3
2 特別保護地区の指定	
(1) 方針	3
(2) 特別保護地区指定計画	3
(3) 特別保護地区の指定内訳	4
3 休猟区の指定	
(1) 方針	4
4 鳥獣保護区の整備等	
(1) 方針	4
(2) 整備計画	4
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	5
1 方針	5
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	5
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	
(1) 希少鳥獣	5
(2) 狩猟鳥獣	5
(3) 外来鳥獣	6
(4) 一般鳥獣	6
2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等にかかる許可基準の設定	
(1) 許可をしない場合の考え方	6
(2) 許可する場合の基本的考え方	6
(3) わなの使用に当たっての許可基準	7
(4) 許可に当たっての条件の考え方	7
(5) 許可権限の市町村長への委譲	8
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	8
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	8
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	8
3 学術研究を目的とする場合	
(1) 学術研究	8
(2) 標識調査	9

4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を 目的とする場合	
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	10
(2)	鳥獣による被害発生子察表の作成	10
(3)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	11
(4)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制整備等	13
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	14
6	その他特別の事由の場合	
(1)	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	15
(2)	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	15
(3)	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	15
(4)	愛玩のための飼養の目的	16
(5)	鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	16
7	鳥獣の飼養登録	16

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

1	特定猟具使用禁止区域の指定	
(1)	方針	17
(2)	特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画	17
(3)	特定猟具使用禁止区域（銃器）指定内訳	18
2	指定猟法禁止区域	
(1)	指定の考え方	19
(2)	許可の考え方	19
(3)	条件の考え方	19

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1	方針	20
---	----	----

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1	基本方針	21
2	鳥獣保護対策調査	21
(1)	方針	21
(2)	鳥獣等保護対策調査	21
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	21
(4)	鳥獣保護区等の指定・管理等調査	22
3	狩猟実態調査	22

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1	鳥獣行政担当職員の配置	
(1)	方針	23
(2)	配置計画	23
(3)	研修計画	23

2	鳥獣保護員	
(1)	方針	24
(2)	設置計画	24
(3)	年間活動計画	24
(4)	研修計画	24
3	保護管理の担い手の育成	
(1)	方針	25
(2)	狩猟者の減少防止対策	25
4	鳥獣保護センター等の設置	25
5	取締り	
(1)	方針	25
(2)	年間計画	25
6	必要な財源の確保	25

第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	26
2	狩猟の適正管理	26
3	傷病鳥獣への対応	27
4	安易な餌付けの防止	28
5	動物由来感染症等への対応	28
6	普及啓発	
(1)	鳥獣保護管理についての普及	29
①	事業の年間計画	29
②	愛鳥週間行事等の計画	29
(2)	愛鳥モデル校の指定	30
①	指定期間	30
②	愛鳥モデル校に対する指導内容	30
③	指定計画	30
(3)	法令の普及の徹底	30
7	計画の効率的な推進と進行管理	30

基本理念

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、府民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。

このため、大阪府では、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、第11次鳥獣保護事業計画を以下のとおり定める。

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林及び鳥類の集団渡来地として重要な河川等を18箇所、**12,801ha**（府域面積の約**6.7%**）指定している。

都市化が進んだ本府において、鳥獣保護区は野生鳥獣を保護し、生物多様性の保全を確保する上で重要な拠点であり、自然との触れ合いを通じた環境教育の場としても活用されている。今後も、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定並びに指定の更新に努める。

また、野生鳥獣の生息状況や土地利用状況の変化、鳥獣による甚大な農作物被害等が見られる区域については、所要の調査に基づき区域の変更等を検討する。

既存の鳥獣保護区のうち生息環境の悪化が危惧される保護区については、生息環境の保全・改善に努める。

特に、指定する区域周辺での農林水産業被害等に対しては、保護区内における有害鳥獣捕獲や個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

野生鳥獣の保護及び鳥獣観察や環境教育の場、鳥獣保護思想の普及啓発拠点として、関係者と協議の上、指定に努める。

(2) 鳥獣保護区指定計画

(第1表)

区 分		既 存 鳥獣保護区	年 度	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
森林鳥獣生息地	箇所	1 6	箇 所			1			1
	面積	10,276ha	変動面積			112ha			112ha
集団渡来地	箇所	2	箇 所						
	面積	2,525ha	変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇 所						
	面積		変動面積						
計	箇所	1 8	箇 所			1			1
	面積	12,801ha	変動面積			112ha			112ha
区 分		計画期間中 の増△減	計画終了 時の鳥獣 保護区						
森林鳥獣生息地	箇所		1 6						
	面積	112ha	10,388ha						
集団渡来地	箇所		2						
	面積		2,525ha						
身近な鳥獣生息地	箇所								
	面積								
計	箇所		1 8						
	面積	112ha	12,913ha						

① 鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥 獣 保護区名	変更 区分	指 定 面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動 前の 面積	異動 面積	異動 後の 面積			
24	森林鳥獣 生息地	箕面勝尾寺	期間 更新	ha 629	ha 0	ha 629	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	指定期間 の満了	
	同	交野	同	1,030	0	1,030	同	同	
25	同	天野山	同	348	0	348	平成25年9月1日から 平成35年8月31日まで	同	
	同	滝畑	同	656	0	656	平成25年11月1日から 平成35年10月31日まで	同	
26	集団渡来地	淀川	同	2,500	0	2,500	平成26年4月1日から 平成36年3月31日まで	同	
	森林鳥獣 生息地	紀泉高原	変更 指定	192	112	304	平成26年11月1日から 平成36年10月31日まで	区域拡大	
27	同	妙見山	期間 更新	394	0	394	平成27年11月1日から 平成37年10月31日まで	指定期間 の満了	
	集団渡来地	男里川河口	同	25	0	25	同	同	
合計		8箇所		5,774	112	5,886			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

鳥獣の保護を図る上で生息環境の保全は極めて重要であることから、府内唯一の箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定を継続するとともに、必要に応じ、関係者の合意形成の下、新たな区域の指定に努める。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区 分		既存特別 保護地区	年 度	本計画期間に新規指定する特別保護地区					
				24	25	26	27	28	計
森林鳥獣生息地	箇所	1	箇 所						0
	面積	70ha	変動面積						0ha
計	箇所	1	箇 所						0
	面積	70ha	変動面積						0ha
区 分		計画期間中 の増△減	計画終了 時の特別 保護地区						
森林鳥獣生息地	箇所	0	1						
	面積	0ha	70ha						
計	箇所	0	1						
	面積	0ha	70ha						

(3) 特別保護地区の指定計画内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
24	森林鳥獣生息地	箕面勝尾寺	629ha	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	70ha	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定
合計		1箇所	629ha		70ha		

3 休猟区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の配置状況、狩猟鳥獣の減少状況や狩猟者の入り込み状況、狩猟者団体の意見等を勘案して、必要に応じ休猟区の指定を行う。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区においては、野生鳥獣の良好な生息環境を保つため自然環境の保全に努めるとともに、標識や利用施設を計画的に整備し、野生鳥獣に親しめる場の確保を図る。また、必要に応じ鳥獣の生息環境を整えるため保全事業を実施する。

(2) 整備計画

① 管理施設の整備

1) 標識の整備

鳥獣保護区の区域を表示する制札や案内板を必要な箇所に設置するとともに、老朽化した標識は更新する。

② 利用施設の整備

利用者の利便性の向上や、環境学習に供するため、観察路や休憩施設等を整備するとともに、既設の学習展示施設等の充実を図る。

1) その他の施設等の整備

鳥獣の採餌、繁殖、休息の場の確保を図るため、周辺の植生を考慮しつつ、森林整備、食餌植物の植栽を行う。

③ 調査、巡視等の計画

1) 管理の充実

担当職員や鳥獣保護員等による調査、巡視の充実に努めるとともに警察と合同した密猟取締りを実施するなど鳥獣保護区の適正な管理に努める。

2) 農林業との調整

鳥獣保護区内に生息する鳥獣による被害を防除するため、有害鳥獣捕獲や被害防除施設等の整備に努める。

④ 整備計画

(第5表)

区分	現況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備 基年	20	20	20	20	20	20
観察路、観察舎 等の維持管理	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
調査・巡視 (鳥獣保護員等)	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所
	108人	108人	108人	108人	108人	108人

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 方針

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣のうち、個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、採餌、営巣のための環境を保全するよう努めるとともに、その人工増殖の可能性について検討する。

また、狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、被害のおそれがなく、効果が認められる場合においては、放鳥の可能性について検討する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

「環境省レッドリスト」及び「大阪府レッドデータブック」による大阪府における保護上重要な野生生物として絶滅危惧Ⅰ(A・B)類、Ⅱ類に分類されている鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

種の保存法による取組とも連携しつつ、自然環境保全基礎調査等による生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、鳥獣保護区の指定を検討するなど、個体群の維持・回復に努める。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第3項により環境省令で定める狩猟鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

地域個体群も念頭に、生息状況、被害状況の把握に努め、必要に応じて捕獲を制限するなど、持続的な利用が可能となるよう適切な対応に努める。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来府内に生息地を有しておらず、人為的に外国や、他府県から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

農林水産業又は人の生活環境や生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲や有害鳥獣捕獲、外来生物法に基づく防除を推進し被害の防止を図る。

また、外来鳥獣による危険予防のため、生息状況等の把握に努める。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

上記(1)～(3)以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて対応を検討する。

2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等にかかる許可基準の設定

(1) 許可をしない場合の考え方

以下の場合にあっては、許可をしない。

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに生息が認められ今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではなく、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を行う。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保に支障を及ぼすおそれがある場合、又は、社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地が該当。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法（爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法及び銃、陥穽その他人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわなを使用する猟法）。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む）を目的とする捕獲等又は採取等の許可は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下で行われる場合にのみ行う。

- ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。特に、外来鳥獣については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を行う。
- ③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
個体数調整を目的とした捕獲又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行う。
- ④ その他特別な事由を目的とする場合
- 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
 - 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
 - 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
 - 4) 愛玩のための飼養の目的
愛玩のための飼養の目的での捕獲は許可しない。
 - 5) その他鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
捕獲等又は採取等の目的に応じて個々のケース毎に判断する。
なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取り扱う。
- (3) わなの使用に当たっての許可基準
わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。
- ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合
- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として猟法として認められた基準のものであること。
 - 2) とらばさみを使用した方法での捕獲は認めない。
- (4) 許可に当たっての条件の考え方
捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付す。
特に、住民と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

大阪府知事の権限に属する鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る事務については、野生鳥獣の保護に支障のない範囲において、市町村との協議を十分に行い、市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し対象とする市町村や種を限定した上で、市町村長へ委譲する。

許可に係る権限を委譲された市町村長は、許可に於いて、法、規則、基本指針、本計画に従い適切に事務を執行するとともに、知事に対し許可事務の執行状況を報告するものとする。

知事は、鳥獣の保護を図るため必要があると認めるときは、当該市町村に対し、当該事務に必要な指示を行う。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲に伴う事故を防止するため、広報その他の方法により、地域住民等に周知徹底させるとともに、捕獲実施の際には、錯誤捕獲や事故の発生防止のため必要に応じて安全確保のための人員配置を行う等、万全の措置を講じる。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項にもとづき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間等を記入した標識を装着する。ただし、捕獲に許可を要するネズミ、モグラ類を捕獲する場合、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできる。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設する。

なお、資源として有効利用する場合にあつては、捕獲事業の実施主体である市町村等が自身の責任で、捕獲の目的に照らし適正に処理する。

また、その処理方法については許可申請の際に明らかにするものとし、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法による。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣保護の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため、捕獲許可を受けた者に対し、許可証を返納させる際に、捕獲結果について報告させる。

また、必要に応じて捕獲個体の種毎に捕獲日時、場所、性別、推定年齢、体長等の報告を求める。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するもの。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認められない。
- 2) 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

- 4) 原則として、研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、一般に公表されるものであること。
- ② 許可対象者
理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者、又はこれらの者から依頼を受けた者。
- ③ 鳥類の種類、数
種類及び数は必要最小限とする。ただし、外来鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数とする。
- ④ 期間
1年以内で目的の達成のため必要な期間。
- ⑤ 区域
必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
- ⑥ 方法
次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。
- 1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- ⑦ 捕獲等又は採取後の措置
原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。
- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わない。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであること。
また、装着する標識が観察情報の収集に広く活用できる場合、申請者は出来る限り標識の情報を公開すること。
- (2) 標識調査（環境省足環の装着をする場合）
- ① 許可対象者
国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥獣各種各 **2,000**羽（頭、個）以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各 **1,000**羽（頭、個）以内、その他の者にあつては同 **500**羽（頭、個）以内。
ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。
- ③ 期間
1年以内。
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑤ 方法

原則として、わな、網、手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣の捕獲は、現に被害が生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。(ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。)

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとし、捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備や未収穫物の撤去等の被害防除対策が総合的に推進されるよう努める。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるとともに鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図る。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

(第6表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期 (月)												被害発生地域	備考			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
イノシシ	水稻、いも類、野菜類、果樹、植木(苗)、造林木、タケノコ、人身	←															府内全域	農林業、人身への被害
シカ	水稻、野菜類、造林木、植木、果樹、人身	←															府内全域	農林業、人身への被害
イタチ類	建築物等、食品、家禽	←															府内全域	生活環境への被害
スズメ	水稻、建築物等					←											府内全域	農業、生活環境への被害
ムクドリ	果樹、野菜、建築物等					←											府内全域	農業、生活環境への被害
ヒヨドリ	果樹、野菜					←											府内全域	農業への被害

カラス類	豆類、果樹、野菜、花卉 建築物等 人身																				府内全域	生活環境、人身への被害	
ドバト	建築物等																					府内全域	生活環境への被害
ケリ、タゲリ、トビ、カラス類、ドバト、シギ類、サギ類	航空機																					豊中市、八尾市、泉佐野市、泉南市、田尻町	航空機の航行障害
カワウ	アユ、モロコ、カワチブナ等養殖魚、建築物等																					府内全域	水産業、生活環境への被害

② 予察表に係る方針等

鳥獣被害の発生状況、生息状況等について調査、検討を行う。

予察表に係る被害等の発生状況について、毎年点検し、その結果に基づき予察捕獲の実施を調整する。

(3) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 基本的考え方

1) 方針

有害鳥獣の捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、外来鳥獣についてはこの限りでない。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣（カワラバト(ドバト)等)以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であることから、これらの捕獲は被害の実態を十分に調査し、捕獲以外の方法による被害防止を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱う。

予察による有害鳥獣捕獲は、捕獲以外の被害防除対策を行っても、常時捕獲を行うことで生息数を低下させる必要がある場合のみ許可する。

また、アライグマなど外来鳥獣による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、市町村と連携し、被害の状況や、専門家等の意見を踏まえつつ、有害鳥獣捕獲や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の適応等により積極的な捕獲を図る。

2) 有害鳥獣捕獲に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、捕獲を実施する者には、許可証又は従事者証を携帯させ、捕獲従事者であることを示す腕章等を装着させる。

また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、適正に実施されるよう対処する。

3) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合は、原則として、「特定計画に基づく数の調整」を目的とする捕獲として取り扱う。

有害鳥獣捕獲として捕獲する場合には、市町村における捕獲数を的確に把握し、特定計画における捕獲目標数等との整合を図る。

② 許可基準

有害鳥獣捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り、次の基準による。

1) 許可対象者

原則として被害者又は被害者から依頼された者であって

ア 銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許所持者、

イ 空気銃を使用する場合にあつては、第一種又は第二種銃猟免許所持者、

ウ 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。

ただし、以下の場合は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときを除き、狩猟免許を受けていない者に対しても許可することができる。

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型の箱わな又はつき網を用いて若しくは手捕りにより、イタチ類、アライグマ、ハクビシン、カラス類、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

2) 捕獲許可鳥獣の種類、員数

ア 有害鳥獣捕獲対象種は、現に被害等を発生させ、又はそのおそれのある種であること。

イ 鳥類の卵の採取の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲することが困難であり鳥類の捕獲だけでは目的が達成できない場合、又は、建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある場合で、併せて卵を採取する場合を原則とする。

ウ 捕獲数は、被害等の防止の目的を達成するために必要最小限の羽（頭、個）数であること。

ただし、外来鳥獣に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に捕獲が実施できる時期で、地域の実情に応じた捕獲を無理なく完遂できる必要最小限かつ、適切な期間とする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合等特別の事由がある場合は、この限りではない。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避ける。

ウ 狩猟期間中の有害鳥獣捕獲の許可は、狩猟期間中は一般の狩猟と、また狩猟期間前後（おおむね15日間）の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を特に慎重に審査する。

エ 銃器、わな、網等の法定猟具による有害鳥獣捕獲にあつては、危険防止の配慮から最長3ヶ月を限度とする。捕獲箱による捕獲にあつては、最長6ヶ月を限度とする。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ許可権限者に協議する。

4) 区 域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、捕獲対象鳥獣の行動圏域を踏まえて、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする必要最小限とする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、広域的かつ効果的に有害鳥獣捕獲を実施できるよう関係市町村長は農と緑の総合事務所長等と調整を行う。また、被害等が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、関係都道府県間の連携を図る。

ウ 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲は、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないと認められ、かつ被害防除対策によっても被害等が防止できない場合に限り、鳥獣の保護管理の適正な実施の観点から、必要に応じて実施できる。

なお、慢性的に著しい被害が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図る。

5) 方 法

ア 原則として、法第12条第1項第3号で禁止されている猟法、又は法第36条で禁止されている猟法（以下「危険猟法」という。）は認めない。

ただし、環境大臣の許可を受けた者にあつてはこの限りではない。

イ 空気銃による捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合にはこの限りではない。

ウ 鉛散弾の規制区域にあつては、鉛散弾を使用しない。

エ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として、被害等の発生を遠因を生じさせないように努める。

6) その他

許可に係わる細部については、市町村への権限の委譲に際して大阪府が示した「市町村有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領<雛形>」、「市町村鳥獣捕獲許可に係る審査基準<雛形>」を参考として、各市町村が定めるものとする。

(4) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、有害鳥獣捕獲の実施の適正化・迅速化を図るため、関係市町村、農林漁業者及び地域住民等の関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、対象鳥獣の安全で効果的な捕獲が実施できるよう、市町村長等による捕獲隊の編成等の指導に努める。

特に、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画との連携を図り、適切かつ効果的な実施が図られるよう指導する。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第7表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備考
イノシシ	府内全域	
シカ	府内全域	

③ 指導事項の概要

1) 捕獲隊の編成

ア 捕獲隊は、市町村ごとに原則として1隊を編成する。

イ 1隊の人員は必要最小限の人数とする。

ウ 市町村長等は、捕獲隊に責任者を置き、安全かつ効果的な捕獲活動に万全を期する。

エ 捕獲隊の責任者は市町村、所轄警察署、地元自治会等関係者との連絡調整に努める。

オ 捕獲隊員の選定にあたっては、次の事項に留意する。

i 原則として、当該年度又は前年度に大阪府知事の狩猟者登録を受けた者であること。

ii 捕獲技術が優れる者であること。

iii 必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者であること。

iv 捕獲効率の向上を図るため、捕獲隊員には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれること。

カ 市町村長は、当該市町村で捕獲隊を編成することが困難であるときは、捕獲できる体制をとるため、社団法人大阪府猟友会と協議することができる。

2) 関係者間の連携強化等

ア 有害鳥獣捕獲を実施しようとする市町村は、捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会、地域住民等による連絡協議会の設置に努める。

イ 府は、鳥獣による農林水産物被害又は生活環境若しくは自然環境の悪化の防除対策に関する関係者間の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、関係部局や関係行政機関との連携の強化に努める。

3) 被害防止体制の充実

ア 有害鳥獣捕獲の実施体制の整備促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保、市町村単位の捕獲隊、広域的な捕獲隊の編成が行えるよう市町村等の指導に努める。

イ 被害等が慢性的に発生している地域にあつては、当該有害鳥獣の出現状況及び被害等の発生状況の把握・連絡、防護柵、追い払い等による被害等の防除対策、効果的な取組み事例の紹介、技術の普及・啓発等を行うよう市町村等の指導に努める。

ウ 複数市町村にまたがる広域的な捕獲の実施については、農と緑の総合事務所長等の連絡調整のもと関係市町村が協議を行い、同日一斉捕獲等効果的な捕獲が行えるよう努める。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 方針

個体数調整を目的とした捕獲の許可は、以下の許可基準による他、法第7条第1項に基づき知事が作成した特定計画が適正に達成されるよう行う。

① 許可対象者

有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。

② 鳥獣の種類・数

捕獲数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な頭(羽、個)数であること。

③ 期間

1年以内で目的の達成のため必要な期間とする。

④ 区域

特定計画の達成を図るため必要かつ適切な区域とする。

- ⑤ 方法
有害鳥獣捕獲を目的とする場合に準じる。

- 6 その他特別の事由の場合
それぞれの事由ごとの許可範囲については、原則として次の基準による。

- (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
 - ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数。
 - ③ 期間
1年以内。
 - ④ 区域
申請者の職務上必要な区域。
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
 - ① 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、鳥獣保護員、
その他特に必要と認められる者。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数。
 - ③ 期間
1年以内。
 - ④ 区域
必要と認められる区域。
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- (3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
 - ① 許可対象者
博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。
 - ② 鳥獣の種類・数
必要最小限。
 - ③ 期間
6ヶ月以内。
 - ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。
 - ⑤ 方法
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。
ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(4) 愛玩のための飼養の目的

愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

(5) 鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々のケース毎に判断する。

なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取扱う。

7 鳥獣の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

(1) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行う。

(2) 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。

(3) 装着登録票の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみについて行う。

(4) 過去に愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないように努める。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟に伴う危険を予防するため、市街化の進展や野外レクリエーションの増加にともない特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定してきたところであるが、本計画では、さらに指定拡大を推進し、既存区域については、特定猟具使用禁止区域（銃器）として指定期間の更新を図る。

また、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防するため関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

(2) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画

(第8表)

区分	既設特定 猟具使用 禁止区域 (銃器)	本計画期間に新規指定する特定猟具使用禁止区域（銃器）						
		年度	24	25	26	27	28	計
箇所	73	箇所	1					1
面積 ha	120,921	変動 面積	149					149
区分		本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域（銃器）						
		年度	24	25	26	27	28	計
箇所		箇所	1					1
面積 ha		変動 面積	24					24
区分		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域（銃器）						
		年度	24	25	26	27	28	計
箇所		箇所						0
面積 ha		変動 面積						0
区分		本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域（銃器）						
		年度	24	25	26	27	28	計
箇所		箇所						0
面積 ha		変動 面積						0
区分	計画期間 中の増減 (増△減)	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域（銃器）						
箇所	1	74						
面積 ha	173	121,094						

(3) 特定猟具使用禁止区域(銃器)指定内訳

(第9表)

* 銃猟に伴う危険を予防するための区域

年度	設定所在地	名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考
24	能勢町	平野	10	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	再指定
24	茨木市	石川・清溪	844	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	再指定 区域拡大(+24ha)
24	茨木市	彩都西部地区	149	平成24年11月15日から 平成34年11月14日まで	新規指定
24	高槻市	高槻	600	平成24年11月1日から 平成34年10月31日まで	再指定
24	泉佐野市、熊取町	泉佐野熊取	570	同	同
24	熊取町	熊取	150	同	同
25	能勢町	宿野	209	平成25年11月1日から 平成35年10月31日まで	同
25	茨木市	茨木北	216	同	同
26	能勢町	宿野北	29	平成26年11月1日から 平成36年10月31日まで	同
26	泉佐野市	泉佐野	2,095	同	同
27	茨木市	清溪見山	470	平成27年11月1日から 平成37年10月31日まで	同
27	羽曳野市、藤井寺市	羽曳野・藤井寺	250	平成27年11月15日から 平成37年11月14日まで	同
27	太子町	太子町	840	同	同
27	河南町	河南西部	108	同	同
27	河南町	中地区	96	同	同
27	河南町	さくら坂・河南地区	462	同	同
27	和泉市	和泉	6,490	同	同
27	泉南市、阪南市	男里川河口	161	同	同
28	能勢町	能勢	94	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで	同
28	能勢町	山辺	304	同	同
28	高槻市	高槻市原本山寺	114	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで	同
28	四條畷市	四条畷	774	平成28年11月1日から 平成38年10月31日まで	同
28	大東市	大東	1,827	同	同
28	河南町	石川	10	同	同
28	熊取町	熊取中	632	同	同
28	泉佐野市	泉佐野中	660	同	同
28	泉南市	泉南市農業公園	33	平成28年11月15日から 平成38年11月14日まで	同
28	岬町	岬町	946	同	同

2 指定猟法禁止区域

(1) 指定の考え方

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な府内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付す。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 方針

人間活動とシカ及びイノシシとの軋轢を軽減し長期にわたる安定的な共存を図るため特定鳥獣保護管理計画を策定する。

シカ及びイノシシについては、各種の被害防除対策の実施にもかかわらず、依然として農林業被害が収まらないのが実状である。これに対処するため、科学的知見を踏まえ、幅広い関係者の合意の下に保護管理計画を策定し、個体数管理、生息環境整備、被害防止対策等の手段を総合的に講じる。

なお、生息状況や被害状況、捕獲状況等を定期的にモニタリングしながら、必要に応じ次年度の計画にフィードバックさせる。

また、近年顕著な水産業被害及び生活環境被害が発生しているカワウは、広範囲に移動し、被害をもたらすことから、関西広域連合において広域的な保護管理の検討がなされており、その検討を踏まえ、広域保護管理計画の策定も含めた対策を講じる。

(第10表)

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	保護管理の目標	備考
23	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びシカとの長期にわたる安定的な共存を図る。	シカ	平成24年4月から 平成29年3月まで	府内全域	平成22年度の被害金額及び被害面積の半減、平成22年度捕獲数(約700頭)以上の捕獲	第3期計画
23	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びイノシシとの長期にわたる安定的な共存を図る。	イノシシ	平成24年4月から 平成29年3月まで	府内全域	平成22年度の被害金額及び被害面積の半減、平成22年度捕獲数(約3,700頭)以上の捕獲	第2期計画

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護行政の適正な推進を図るため、鳥獣の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。

調査に当たっては、メッシュ単位で情報を収集することにより、生息分布情報の標準化を図るとともに、狩猟や有害鳥獣捕獲等による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積・活用するための情報システムの整備に努める。

なお、調査精度の向上を図るため、調査実施団体の育成等に配慮する。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

鳥獣の保護対策を検討するため、生息鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移、生態等について調査を行う。

傷病鳥獣の保護データを収集・分析し、生息鳥獣の種類や分布状況の調査に活用する。

(2) 鳥獣等保護対策調査

今後の保護管理対策を検討するため、シカ、イノシシ及びカワウについて生息状況等の調査を行う。

(第11表)

対象鳥獣名	調査年度	調査の目的・内容・方法	調査地域	調査期間
シカ	24～28	・適正な保護管理を図ることを目的とする ・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査 ・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年
イノシシ	24～28	・適正な保護管理を図ることを目的とする ・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査 ・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年
カワウ	24～28	・広域保護管理の基礎資料となるカワウの生息状況を把握することを目的とする ・ねぐら及びコロニーの分布調査 ※関西広域連合で調査を実施	府内全域	通年

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、全国一斉調査の一環として府内の渡来地において、毎年1月中旬に種別の個体数調査を行う。

(第12表)

対象地域名	調査年度	調査内容・方法	備考
府内全域	24～28	・分布調査 ・現地調査	

(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定・管理の方針を検討するため、新規指定候補地あるいは、指定期間が満了し、指定を更新する既設鳥獣保護区等において、鳥獣の生息状況、生息環境、土地利用の動向等の調査を行う。

(第13表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の内容・方法	備考
天野山	24	新規指定又は更新期間が到来する鳥獣保護区及びその周辺地域の鳥獣生息状況等について現地調査を行う。	更新
滝畑	24	同	同
淀川	24	同	同
紀泉高原	25	同	変更
妙見山	26	同	更新
男里川河口	26	同	同
和泉葛城山ブナ林	28	同	同

3 狩猟実態調査

狩猟の実態、動向を明らかにするため、狩猟者を対象としたアンケート調査を実施する。

(第14表)

対象種類	調査年度	調査内容・方法	備考
狩猟鳥獣	24～28	大阪府に狩猟者登録を行ったものを対象に、府内における ・出猟日及び場所 ・捕獲鳥獣の種類、数量 ・狩猟鳥獣の処置方法 等を調査票により調査する。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員の配置

(1) 方針

鳥獣保護事業の円滑な推進を確保するため、担当職員の専門的知識の向上と適正配置に努める。

(2) 配置計画

(第15表)

区分		現況				計画終了時				備考
		専任	兼任	鳥獣 専門 員	計	専任	兼任	鳥獣 専門 員	計	
本庁	環境農林水産部 動物愛護畜産課 野生動物グループ	6	0	1	7	6	0	1	7	本庁 野生鳥獣の保護及び狩猟に 関すること
出先 機関	北部農と緑の総合事務所	0	3	0	3	0	3	0	3	出先機関 1 業務 管轄区域における野生鳥獣の 保護及び狩猟に関すること 2 専決事項 法第9条第1項の規定による 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取 の許可、同条第3項の規定による 許可証の交付及び法第20条の 規定による飼養登録証の発行に 関すること
	中部農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	南河内農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	泉州農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	計	0	9	0	9	0	9	0	9	

(3) 研修計画

(第16表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
自然環境研修	環境省	10月	1回/年	全府	1人	1 目的 本府における鳥獣保護業務を 担当する職員に対し、当該行政に 関する識見の向上、業務遂行に必 要な専門知識の修得を目的とす る。 2 内容 鳥獣保護行政に関すること 自然環境教育に関すること	
野生生物保護 研修	環境省	5月	1回/年	全府	1		
環境教育研修	環境省	11月	1回/年	全府	1		

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及、法令違反等の取締り等を推進するため、地域の実情に即して、社団法人大阪府猟友会や日本野鳥の会大阪支部等の自然保護団体などからの推薦により鳥獣保護管理に関する専門的知識を持つ鳥獣保護員を設置するよう努める。

(2) 設置計画

(第17表)

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画							備考
	人員 (B)	充足率 (B/A)	24	25	26	27	28	計 (c)	充足率 (C/A)	
人 43	人 43	% 100	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 43	% 100	基準設置数は1市町村当たり1名として算定。

(3) 年間活動計画

(第18表)

活動内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
鳥獣保護区等の管理 狩猟取締りの実施 住民及び狩猟者の指導 鳥獣保護思想の普及啓発 鳥獣に関する諸調査 鳥獣に関する緊急対応 その他鳥獣保護に関すること	2	2	2	2	1	1	1	2	2	2	2	2	年間21日

(4) 研修計画

(第19表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護員研修	大阪府	11月	1回/年	全府	43人	1 目的 鳥獣行政の効率を高めるため鳥獣保護員の資質向上及び業務に必要な知識の修得を目的とする 2 内容 1 大阪府の鳥獣行政に関すること 2 関係法令の規制について 3 業務実績の報告等

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

生息状況や被害の発生状況を踏まえた、個体数調整の適正かつ効率的な実施や農林家への被害防止対策の普及等を行うため保護管理の担い手となる人材の育成・確保に努める。
また適切な保護管理を行うため専門的知見を有する人材を積極的に活用する。

(2) 狩猟者の減少防止対策

国内では今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことが予測されており、保護管理の実施を支える狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、社団法人大阪府猟友会の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者の減少防止のため農林家の自衛のための狩猟免許取得を促進する等有効な対策を講じる。

4 鳥獣保護センター等の設置

野生鳥獣救護体制の整備充実と鳥獣保護思想の普及啓発の推進を図るため、現在、大阪府における野生鳥獣救護体制に加わっている関係団体、府関係機関及び民間ボランティア等と連携を図りつつ、傷病鳥獣の保護飼養等の拠点施設として、鳥獣保護施設の整備について検討する。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護員、警察署等の協力を得て、かすみ網の違法な使用、所持及び販売、鳥獣の違法捕獲、無登録飼養等について、厳正な指導及び取締りを実施する。また、違法に設置されたわなについては関係機関の協力のもと撤去を積極的に行う。

なお、狩猟については、特に危険防止を重点に指導取締りを行う。

(2) 年間計画

(第20表)

事項	実施時期 (月)												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
かすみ網の違法な使用、所持及び販売の取締り並びに野鳥の違法捕獲及び無登録飼養取締り	←												→	
有害鳥獣捕獲の指導及び違法なわな等の取締り	←												→	
狩猟違反の取締り									←				→	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、狩猟税(目的税)の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

第九 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

野生鳥獣による農林水産物の被害及び生活環境の汚染等が深刻化し、その対策強化が求められている一方で、野生鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と野生鳥獣との共生を図ることが必要である。

このことから、鳥獣保護事業の実施に当たっては、鳥獣の保護と被害対策双方の調和を図りつつ、府・市町村・府民がそれぞれの役割を果たし、地域ぐるみで連携した取組みを行うことが必要である。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するよう努める。

また、人の安全の確保と錯誤捕獲の防止を図るため、わなの適切な設置と見回りの励行、わな設置者の明示を厳正に指導する。

各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努める。

3 傷病鳥獣への対応

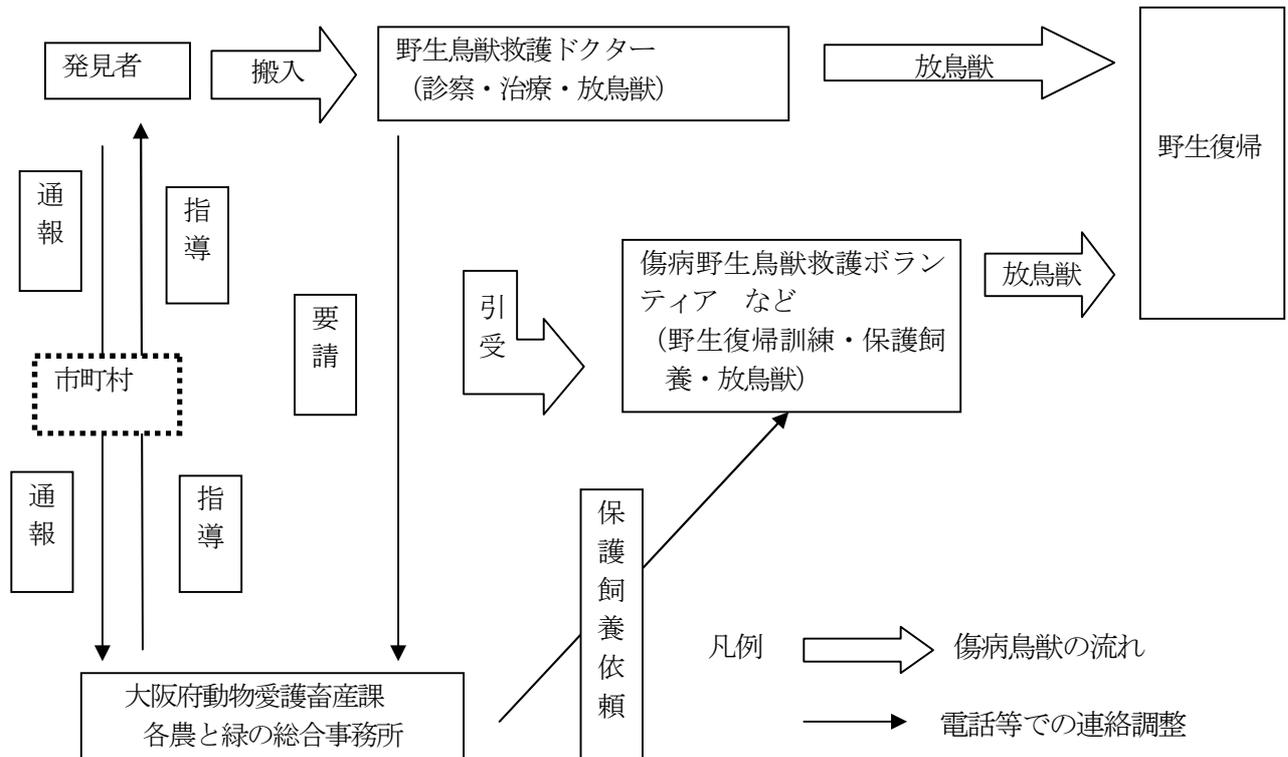
傷病鳥獣の救護については、府内の獣医師会の協力を得て指定する野生鳥獣救護ドクターを核に、NPO法人、傷病野生鳥獣救護ボランティア等の協力を得ながら機動的に傷病鳥獣の治療と野生復帰を推進する。

ただし、救護する鳥獣種は原則として農林水産業被害や生活環境被害の原因となっているものを除くものとする。

治療後の一時的な収容は原則として発見者で行うよう指導する。しかし、野生復帰ができるようになるまでの療養を要する傷病鳥獣については、傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアを活用するなどボランティアやNPO法人等と連携を図り、救護体制の充実に努める。

また、油汚染事故等一時に大量の傷病鳥獣が発生する事態を想定した救護体制の整備を図るため、第5管区海上保安本部が組織する「大阪湾・播磨灘排出油防除協議会」との連携を図るとともに、野生鳥獣救護ドクターや傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアなど民間ボランティアを中心とした傷病鳥獣の救護要員を確保し、救護マニュアルの作成検証や救護講習会を開催する。

なお、ヒナ及び出生直後の幼鳥獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容し、愛玩飼養を行うことのないよう周知に努める。



(図—1)

4 安易な餌付けの防止

鳥獣を誘因する生ゴミや未収穫作物の放置に加え、鳥獣への安易な餌付けは、鳥獣が人の与える食物に依存することや人馴れが進むこと等、結果として鳥獣による生活環境や農作物等への被害を引き起こす原因となっている。生態系や鳥獣保護管理への影響が生じることがないように、鳥獣への安易な餌付けの防止について普及啓発に積極的に取り組む。

5 動物由来感染症等への対応

府民に対して鳥獣に関わる動物由来感染症及び家畜やペットとの共通感染症に対する適切な理解を促すことにより、社会的な不安の発生の防止や解消に努めるとともに、関係機関への適切な情報提供により発生予防に資する。

このため、鳥類の移動経路の解明や鳥獣との関わりのある感染症のモニタリングを行い、鳥獣に関する専門的な知見から適切な情報提供等を進める。

特に、高病原性鳥インフルエンザについては、発生した場合に家畜への影響が多いため「大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」等に基づき、平常時から監視に努め、発生時には迅速かつ的確に対応する。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及

鳥獣保護管理について、広く府民の認識を深めるため、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

なお、愛鳥週間行事その他各種鳥獣保護事業の実施にあたっては、市町村、関係団体、学校、地域住民、鳥獣保護員等の協力を得るとともに、鳥獣保護団体との連携に配慮する。

① 事業の年間計画

(第21表)

事業内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
野鳥展の開催	←→												
鳥獣保護のパンフレット類の配付	←→												
ホームページ等への掲載	←→												
愛鳥週間用ポスターの募集・表彰		←→							←→				

② 愛鳥週間行事等の計画

(第22表)

区分	行事内容等	備考
愛鳥週間行事	1 野鳥展の開催 内容 : 野鳥のパネル、愛鳥週間ポスター原画の展示 参加人員 : 約 50,000 人 開催地 : 大阪市内	
	2 愛鳥週間ポスター原画の募集、表彰 内容 : 愛鳥週間ポスター原画の募集 参加人員 : 約 1,500 人	
鳥獣保護実績等発表大会等	推薦 : 毎年 1 団体等以上	

(2) 愛鳥モデル校の指定

鳥獣保護思想の普及を図るため、府教育委員会等と協議して、府内の小・中学校の内から、野鳥保護に関心の高い学校を地域的な配置に配慮しつつ愛鳥モデル校に指定し、現地指導等を通じ活動の充実に努める。

① 指定期間

原則3年間とする。

② 愛鳥モデル校に対する指導内容

- 1) パンフレット、図書等の配付
- 2) スライド、DVD、CD、ビデオテープ等の貸出し
- 3) 探鳥会等における現地観察指導
- 4) 傷病野鳥等の一時救護活動

③ 指定計画

(第23表)

区分	既設 指定数	指 定 計 画						計	計画 終了時 指定数
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
小学校	4							→	4
中学校	4							→	4

(3) 法令の普及の徹底

鳥獣に関する法令のうち、特に府民に関係のある鳥獣捕獲規制制度、鳥獣飼養登録制度等については、ホームページ等により、その周知徹底を図るとともに、鳥獣販売業者に対し、法令遵守等の指導を行うものとする。

① 年間計画

(第24表)

重点項目	実 施 時 期 (月)												実施方法	対象者			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
鳥獣保護制度の普及	←														→	ホームページ等	府民
鳥獣捕獲規制の制度普及	←															ホームページ等	府民
違法飼養等の法令遵守指導	←															ホームページ等	鳥獣販売業者 府民

7 計画の効率的な推進と進行管理

鳥獣保護区指定計画、特別保護地区指定計画及び特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画に基づき、市町村や関係者の合意形成を図りながら新規指定及び指定の更新に努める。

また、急速な社会情勢の変化等により鳥獣保護事業計画を見直す必要が生じた場合には、有識者等からの意見も聴取しながら見直しを行う。

大阪府シカ保護管理計画〔第3期〕の概要

1. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及びシカの長期にわたる安定的な共存を図るため、平成14年4月から平成19年3月までを第1期、平成19年4月から平成24年3月までを第2期の計画期間とするシカ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防鹿柵の設置、生息環境の整備等の被害対策に努めてきたところであるが、依然として農林業被害は高い水準で推移しており、市街地等への出没による事故も発生している。このことから、引続き第3期のシカ保護管理計画を策定し総合的なシカ対策を講じる。

2. 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下、シカとする）

3. 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

4. 保護管理が行われるべき区域

大阪府全域

5. 特定鳥獣の生息の現状

- ・生息数の増加にともない生息分布域も拡大。また、周辺府県からの分布拡大により、北摂地域以外でも出没を確認。
- ・捕獲頭数は有害鳥獣捕獲と狩猟による捕獲を併せ、平成22年度は725頭を捕獲。
- ・農林業においては依然大きな被害が生じており、平成22年は被害面積約50ha、被害金額約38,000千円に及んでいる。

6. 保護管理の目標

- ・平成22年度の農林業被害金額及び被害面積の半減
- ・平成22年度の捕獲数（約700頭）以上の捕獲

7. 数の調整に関する事項

- ・有害鳥獣捕獲と狩猟により、個体数の調整を行う。
- ・わな猟においてはオス、メスともに1人1日あたりの捕獲制限はなしとする。
- ・銃猟については、メスは捕獲制限なしとし、オスは1人1日1頭までとする。ただし、グループで猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。
- ・シカの狩猟期間の1ヶ月延長を継続し、11月15日から翌年3月15日までとする。
- ・くくりわなの径の制限解除を継続する。

8. 生息地の保護及び整備に関する事項

健全な人工林の育成、里山の再生等により、シカ本来の生息地を確保する。未収穫作物や廃棄作物の撤去、山際の刈り払い、耕作放棄地等の整備など、シカを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

9. その他保護管理のために必要な事項

・被害防除対策

農林業被害の防止を図るために、防鹿柵の設置、忌避剤の散布、ツリーシェルターによる保護などの防除対策を進める。

・モニタリング

シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検するとともに、計画にフィードバックさせる。

大阪府シカ保護管理計画(第3期)

平成24年3月

大 阪 府

目 次

1	計画策定の目的及び背景	
(1)	背景	1
(2)	目的	1
2	保護管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	保護管理が行われるべき区域	1
5	生息の現状	
(1)	生息環境	2
(2)	生息動向及び捕獲状況	3
(3)	被害及び被害防除状況	6
(4)	その他	7
6	保護管理の目標	
(1)	大阪府シカ保護管理計画（第2期）の評価	10
(2)	管理目標	10
(3)	目標を達成するための施策の基本的考え方	10
7	数の調整に関する事項	11
(1)	有害鳥獣捕獲	11
(2)	狩猟	11
8	生息地の保護及び整備に関する事項	
(1)	生息環境の保護	11
(2)	生息環境の整備	11
9	その他保護管理のために必要な事項	
(1)	被害防除対策	12
(2)	モニタリング等の調査研究	12
(3)	計画の実施体制	12
(4)	その他	13

1 計画策定の目的及び背景

(1) 背景

大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約3割を占める北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野の北東部を淀川が、中央部を大和川がそれぞれ貫流しており、都市化が進んだとはいえ、森林、平野、河川から海に至る多様な自然環境を有し、33種のは乳類と365種の鳥類の生息が確認（大阪府野生生物目録 2000.3）されており、それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然環境そのものを創り上げている。

大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、近年の急激な都市化の進展や生活様式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等により絶滅を危惧されるものが見られる一方、生息数、生息域が拡大し、農林業被害等人間活動との軋轢を起しているものが見られる。

近年、府内においては、ニホンジカ（以下、シカとする）による農林作物等の被害が増加している。被害の大きい市町村では、捕獲や進入防止柵の設置等による防除を行っているが、被害量は依然として高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。

また、シカは、これまで淀川以北の北摂地域でのみ生息が確認されていたが、最近においては、隣接府県からの進入によって、今まで生息が確認されていなかった南部地域での出没が確認されており、生息区域の拡大による新たな被害の発生が懸念される（図1）。

さらに、市街地への出没が多発しており交通事故等も発生している。

一方、シカは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、貴重な狩猟資源でもある。このため、人間活動とシカとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図る必要がある。

(2) 目的

大阪府では、被害の拡大しているシカ対策を進めるため、「大阪府シカ保護管理計画」（第1期、第2期）を策定し、市町村や農協、森林組合、猟友会等関係団体と連携して科学的・計画的な対策を進めてきた。しかし、依然として被害は継続しており、目標であった農林業被害の半減は達成されていない。

このため、引き続き第3期のシカ保護管理計画を策定し、シカの捕獲や進入防止柵等の被害対策を総合的に推進し、人とシカの永続的な共存を図る。

2 保護管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するシカとする。

3 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

4 保護管理が行われるべき区域

本計画の対象地域は、過去からシカが生息している北摂地域に隣接府県からの侵入による生息区域の拡大が危惧される南部地域及び突発的な出没の可能性がある市街地の区域を加え大阪府全域とする。

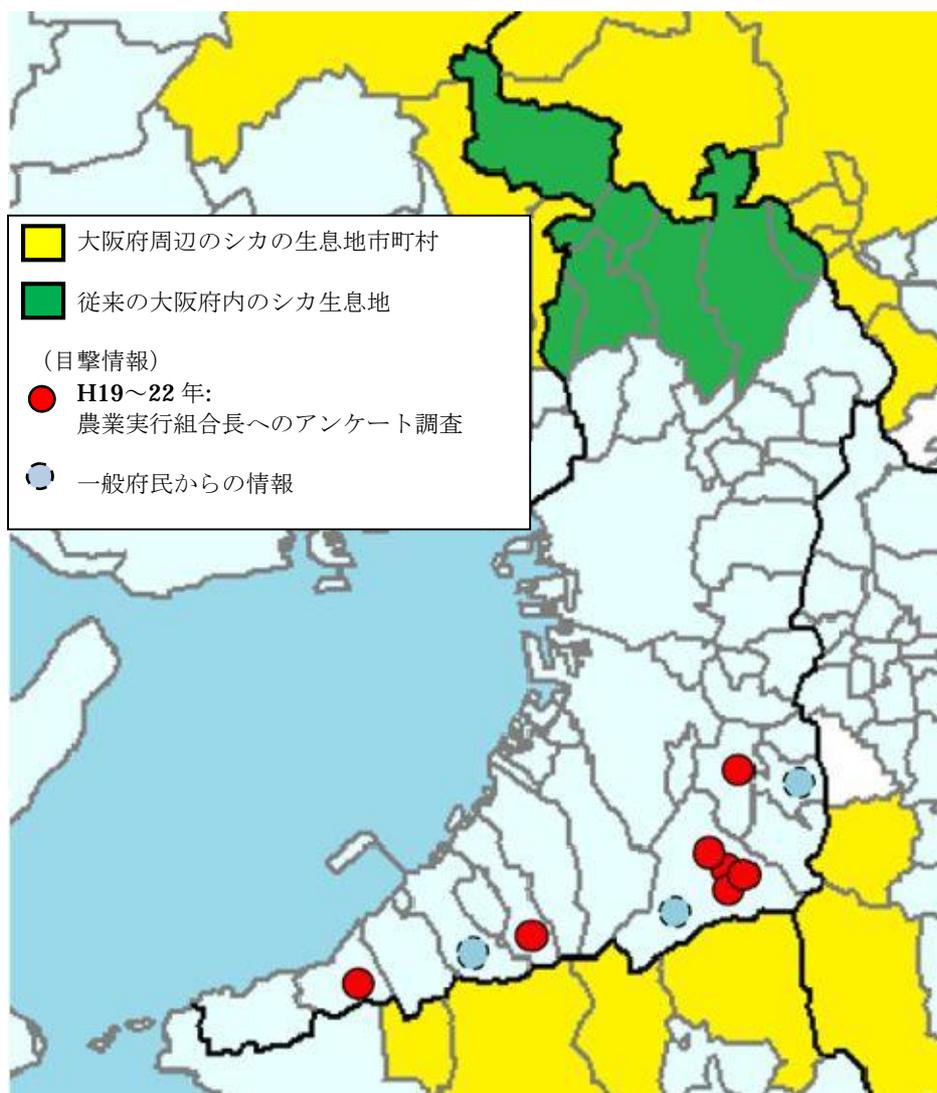


図1 区域図

5 生息の現状

(1) 生息環境

① 地形・気候

大阪府の面積は約 189,000ha であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山系、東は南北に連なる生駒・金剛山系、南は東西に走る和泉山系によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山地は大阪府と奈良県、南の和泉山脈の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む周辺山系は、淀川と大和川とによって分断されており、この2河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は 16.5℃、降水量は 1,306mm である（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成 22 年年報）。

② 森林

府域の、地域森林計画対象の私有林面積は 55,154ha であり、これを森林区分別にみると、人工林が 27,035ha、天然林が 25,405ha、その他竹林等が 2,661ha、国有林

面積は 1,095ha となっており、森林面積は府域面積の 31%にあたる（平成 22 年みどり・都市環境室調）。

③ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、自然公園等

鳥獣保護区特別保護地区については 1 箇所、70ha を指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を 18 箇所、12,801ha（府域面積の 6.8%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

特定猟具使用禁止区域（銃器）については、73 箇所、120,921ha を指定している。

自然公園については、19,352ha（国定公園 16,758ha、府立北摂自然公園 2,594ha）を指定している（平成 23 年 3 月現在）。

④ 耕作放棄地

耕作放棄地は、シカに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因となっている。農林業センサスによると、平成 12 年から平成 22 年までの 10 年間で、府域の経営耕地面積は 1,692ha 減少しており、府域には 1,665ha もの耕作放棄地が存在している。

(2) 生息動向及び捕獲状況

① 生息動向

大阪府に生息するシカは、北部の北摂地域に広く生息しているが近年著しく生息数が増加しており、生息分布域も拡大している。

これまでの調査により、府域における分布は、能勢、箕面、高槻の 3 地域に分かれており、それぞれ中心部の生息密度が高く、周辺に広がるにつれ密度は低くなっていたが、分布拡大とともにその境界は不明瞭となっている（図 2）。また、近年、奈良県や和歌山県側から移動してきたと思われるシカを目撃情報が河内長野市や河南町等で多数寄せられており、南部地域への分布拡大が懸念されている。

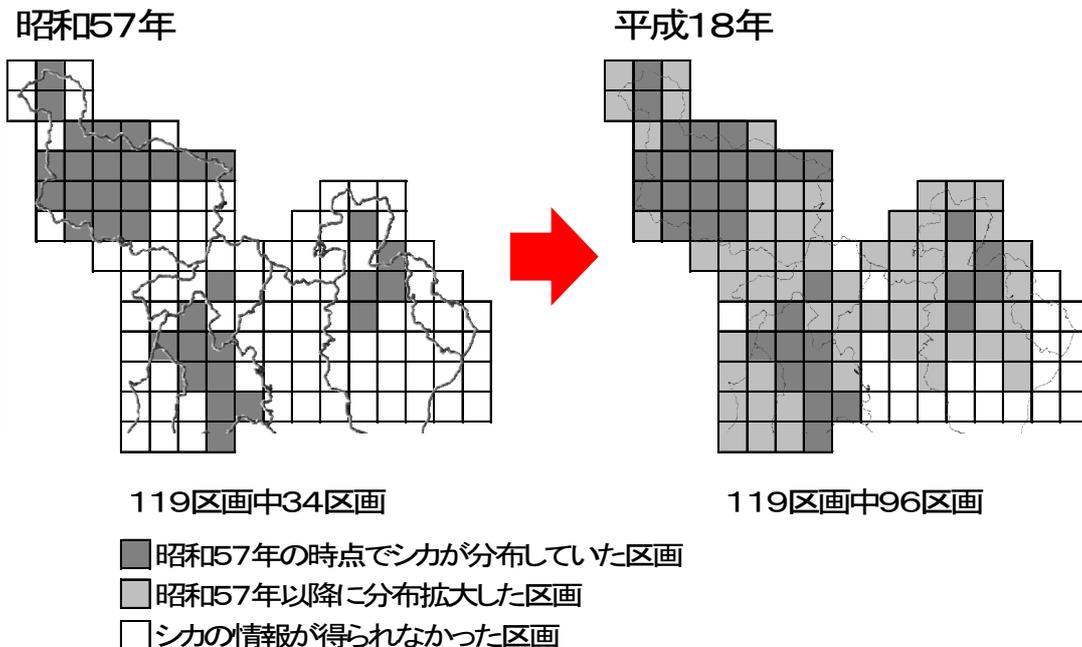


図 2 北摂地域での生息分布域の経年変化

推定生息密度については、平成 12 年度に実施した区画法調査の結果によると 3.50～5.70 頭/km²、個体数推定シミュレーションソフトによる推定生息密度は平成 12 年度が 8.33 頭/km²、平成 21 年度が 6.95 頭/km²となっている。これら数値は、「特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（環境省）」に示されている「人工林については被害があまり大きくなならない密度（2頭/km²）並びに天然林については自然植生に目立った影響が出ない密度（4頭/km²）」と比較して、生息密度が高いと言える（表 1）。

なお、推定生息数の算出について、現時点で正確な推定方法のツールがないため、今後、研究機関において推定生息数の算出及びそれに基づく捕獲目標数について検討を進める。

表 1 推定生息密度の推移

年度	メッシュサイズ	生息可能面積		生息面積		区画法調査結果		シミュレーションによる推定結果			
		メッシュ数	生息可能面積(km ²)	メッシュ数	生息面積(km ²)	推定生息数	推定生息密度(頭/km ²)	推定生息数	推定生息密度(頭/km ²)		
S.54	4km ²	106	424	44	176	30～60	0.17～0.34				
S.57				34	136	73～200	0.54～1.47				
S.60				37	148	130～365	0.88～2.47				
S.63				47	188	101～341	0.54～1.81				
H.6				78	312	—	—				
H.9				81	324	—	—				
H.11	1km ²	333	333	226	226	995～1,201	4.40～5.30	2,000	8.33		
H.12				240	240	848～1,365	3.50～5.70				
H.18				240	240	—	—			1,800	7.50
H.21				273	273	—	—			1,900	6.95

② 捕獲状況

大阪府では、かつて、シカの生息数の減少を受けて、昭和 49 年 12 月からオスの捕獲禁止措置を講じた（メスは国において捕獲禁止措置がとられていた）。

しかし、その後、生息数の回復に伴い、昭和 50 年代から農林業被害が増加してきたため、昭和 61 年 12 月、オスの捕獲禁止措置を解除した。

その後、生息頭数の増加・生息区域の拡大により農林業被害が拡大したため、平成 14 年度からは、シカ保護管理計画（第 1 期）を策定し、狩猟によるメスの捕獲を促進するためメスの捕獲禁止措置を解除するとともに、狩猟における 1 人 1 日あたりの捕獲頭数制限をオス 1 頭からメスを含む場合は 3 頭（うちオスは 1 頭まで）に拡大した。

さらに、第 2 期計画の途中（平成 20 年度）からは狩猟期間を 11 月 15 日から 3 月 15 日までとする一ヶ月の延長を行った。

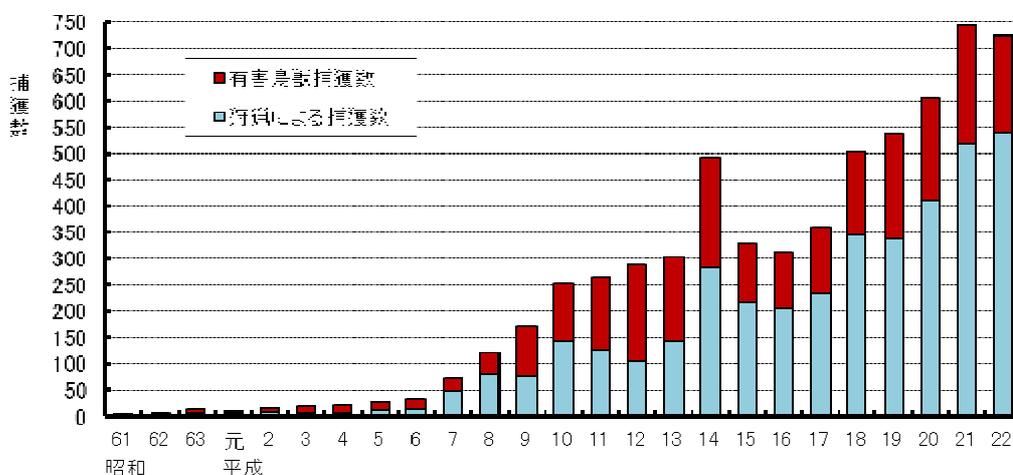


図 3 昭和 61 年から平成 22 年までの大阪府内のシカ捕獲数

これらの措置により、狩猟による捕獲数は平成5年度から大きく増加した。

一方、有害鳥獣捕獲による捕獲も増加しており、狩猟と合わせた捕獲数は伸びつづけ平成22年度は725頭となっている。

シカの捕獲数に占める有害鳥獣捕獲の割合は、平成12年度には6割以上を占めたが、その後、狩猟による捕獲が増加し、有害鳥獣捕獲の割合は平成22年度には3割程度に下がっている(図3)。

第1、2期における個体数管理は、平成13、18年度に捕獲計画を作成し、毎年計画を見直し、必要に応じて修正しながら進めることとした。第2期の当初計画では3年目以降は徐々に捕獲頭数を縮小するものであったが、平成19・20年度の捕獲実績が当初計画を大きく上回ったものの生息数に減少傾向が見られなかったうえ、農林業被害の減少も認められなかったため、平成21年度の保護管理検討会で計画を上方修正した(表2)。

表2 第2期における捕獲計画と捕獲実績

年度	H19		H20		H21			H22			H23		
	当初計画	捕獲実績	当初計画	捕獲実績	当初計画	見直し後	捕獲実績	当初計画	見直し後	捕獲実績	当初計画	見直し後	捕獲実績
オス	200	252	200	304	180	300	375	180	300	369	150	300	—
メス	200	191	200	273	180	300	342	180	300	341	150	300	—
不明		95		30			27			15			—
計	400	538	400	607	360	600	744	360	600	725	300	600	—

なお、捕獲の雌雄比は1：1に近づいてきたが、より効果を発揮するためには今後もメスの捕獲比率を高める必要がある(図4)。

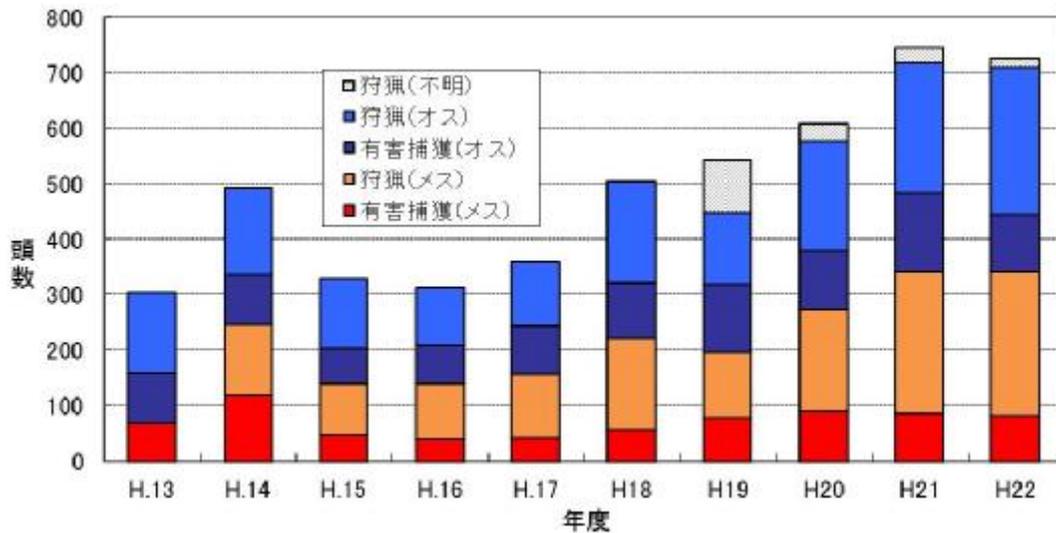


図4 雌雄別捕獲頭数の推移

CPUE（単位努力量あたりの捕獲数=捕獲数÷のべ従事者数）は、平成14～22年度の銃による狩猟について調査した結果、例外的な平成20年度を除いて捕獲数が増加しているにもかかわらずCPUEの値も増加しており、個体数の減少傾向は認められない（図5）。

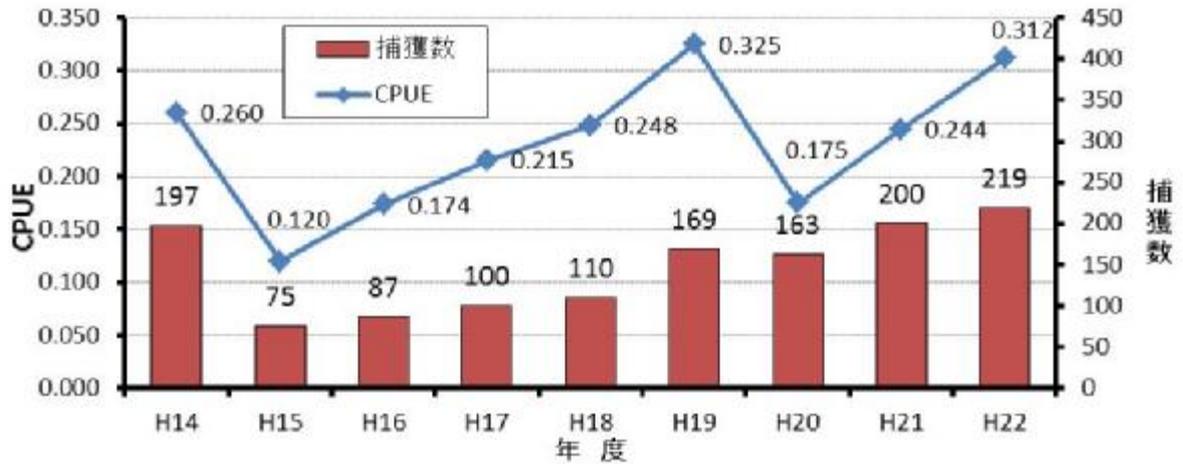


図5 銃による狩猟におけるCPUE

(3) 被害及び被害防除状況

① 被害状況

i) 農林業被害

農業被害では、稲、野菜、植木等に対する摂食や踏み荒らし、林業被害では植栽木幼齡樹への摂食（食害）や剥皮など、多岐にわたっている。

市町村からの報告によると、平成22年度の林業被害金額は約8,000千円、被害面積は約10haとなっており、過去と比較して減少している。これは新規植栽木への忌避剤散布や防鹿柵による防除効果のほか、新規植栽の減少、植栽木の成長等が挙げられる。

一方、農業被害金額は約30,000千円、被害面積は約40haと近年増加しており営農意欲の喪失が懸念される（図6）。

なお、近年出没が確認されている南部地域では、まだ農林業被害についての報告はないが、シカの被害対策はほとんど行われていないため、今後被害状況の把握が必要である。

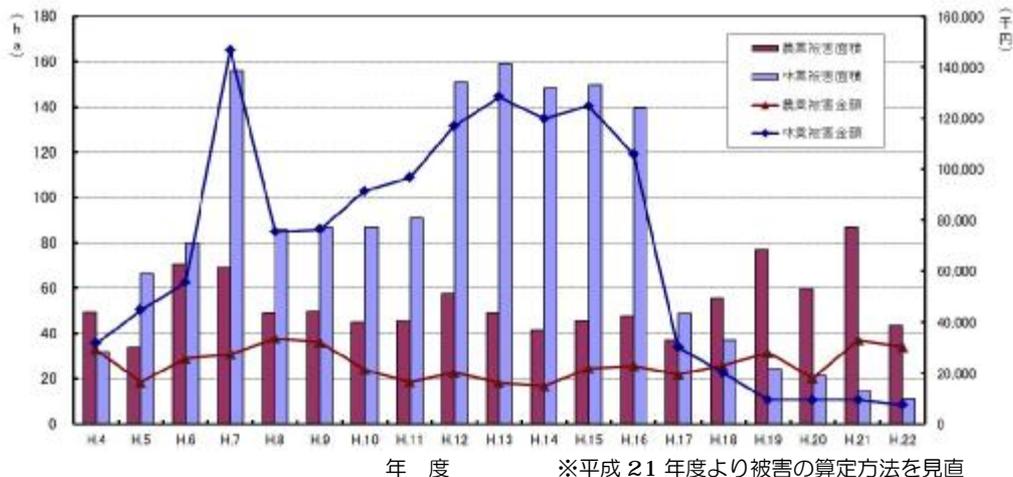


図6 農林業被害面積、金額

ii) 人身被害

近年、道路等へシカが出没し、交通事故が発生するケースが急増している。こうした背景には、生息数や生息区域の拡大に加えて山麓の林縁部の刈り払いが行われないなど山から道路等へシカの出没が容易になっている事が要因と考えられる。

② 被害防除の実施状況

大阪府では、防鹿柵の設置や忌避剤の散布等に対し市町村へ補助する野生鹿被害防止対策事業を実施してきた。加えて平成18年度からは農業者等が地区協議会を組織し、3戸以上の農家が協力して2ha以上の受益農家を対象に防護柵等の整備を行う際、整備費の一部を補助する農作物鳥獣被害防止対策事業を実施している。

また、平成20年2月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」が施行され、被害に身近な市町村が被害対策の主体となれるよう制度が整備された。市町村が被害防止計画を策定し、これに基づき防護柵の設置やわな・檻の購入、捕獲鳥獣の処分等の事業を実施した場合、経費の8割が特別交付税として交付される。また、法施行と併せて創設された鳥獣被害防止総合対策事業により、市町村が総合的かつ効果的な対策を実施できるようになった（表3）。

表3 被害対策実施状況

計画期間		第1期計画					第2期計画				
事業名	事業内容	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	
野生鹿被害防止対策事業 (府単独補助事業)	実施市町村数	4市町	5市町	5市町	5市町	4市町	4市町	4市町	4市町	2市町	
	防鹿柵の設置(km)	61	34	37	55	54	54	33	30	40	
	忌避剤散布(ha)	—	11	15	11	10	10	4	3.3	3.3	
野生鹿被害防止対策事業 (府直営事業)	防鹿柵の設置(km)	0.2	0.2	0.3	0.5	0.1	0.1	0.1	0.5	0.1	
	森林整備(ha)	1.0	1.0	2.4	1.5	1.3	1.9	0.5	—	—	
農作物鳥獣被害防止対策事業 (府単独補助事業)	実施市町村数					4市町	8市町	9市町	6市町	5市町	
	防鹿柵の設置(km)					6.6	16.0	34.5	18.5	25.0	
鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫補助事業)	実施市町村数							1市町	2市町	3市町	
	防鹿柵の設置(km)							15.5	13.2	22.1	

(4) その他

① 生態系への影響

シカによる生態系への被害は、天然更新の阻害や、下層植生の食害など広範囲にわたっている。具体的な例では、高槻市の本山寺周辺や箕面市の清水谷園地周辺では希少な植物がシカの食害を受けており、また、箕面の鉢伏山周辺や、能勢町の深山地域ではササが消失し、裸地化が確認されている

現在の生息密度では、特定植物種の消失や著しい減少、不嗜好植物の増加、ブラウジングライン（被食の高さ）の形成等、自然植生への影響が大きいと推測される。

② 隣接府県の保護管理計画の策定状況

隣接府県の保護管理計画は、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県において策定されている。

③ 狩猟者の動向

シカは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりシカの数を調整する役割を担うとともに、有害鳥獣捕獲の従事者として重要な役割を果たしている。

しかし、近年、大阪府における狩猟者は減少傾向にある。年齢構成を見ると高齢化が進行しており、平成22年度では60才以上の占める割合が68%となっている(図7)。

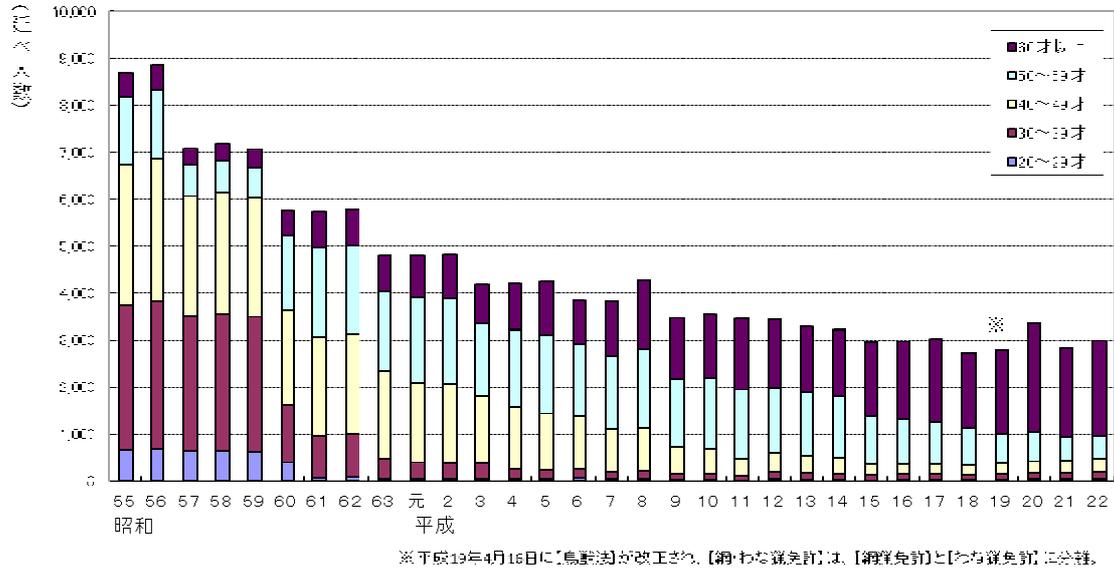


図7 年齢別狩猟免許交付状況

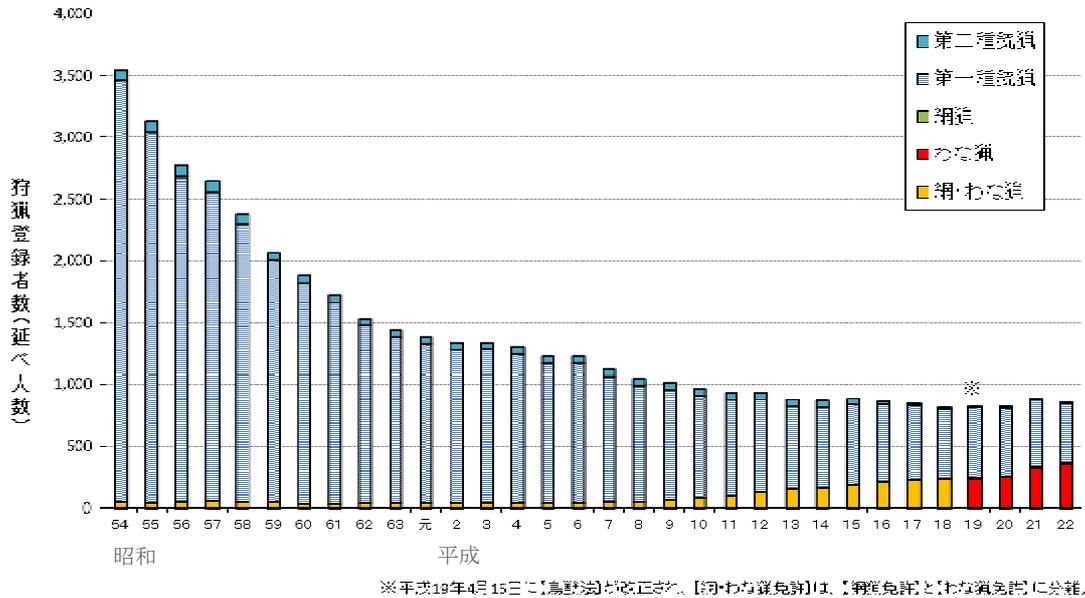


図8 狩猟免許の種類別狩猟登録者数
(免許交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者)

狩猟登録者を種類別に見るとわな猟免許の割合が増加傾向にあり(図8)、平成22年度は369名で全登録者の43%となっている。また、狩猟実績によると全捕獲数の6割をわな猟で捕獲している。

大阪府では、シカ猟はわな猟によるものが増えてきているが、有害鳥獣捕獲における捕獲隊の編成やわな猟での止めさし等、銃猟免許所持者に対する要請は多く、狩猟者が年々減少・高齢化していく中、銃猟免許所持者の人員確保が難しくなっている。

一方、大阪府では、農家が自衛のための捕獲を実施できるよう、狩猟免許の取得促進を図っており、平成20年度より狩猟免許試験を年2回実施し、うち1回は農閑期に実施している。

このため、わな免許を取得する農家が増加しており、平成22年度の狩猟免許合格者242名中、わな免許取得者は178名となっている（図9）。

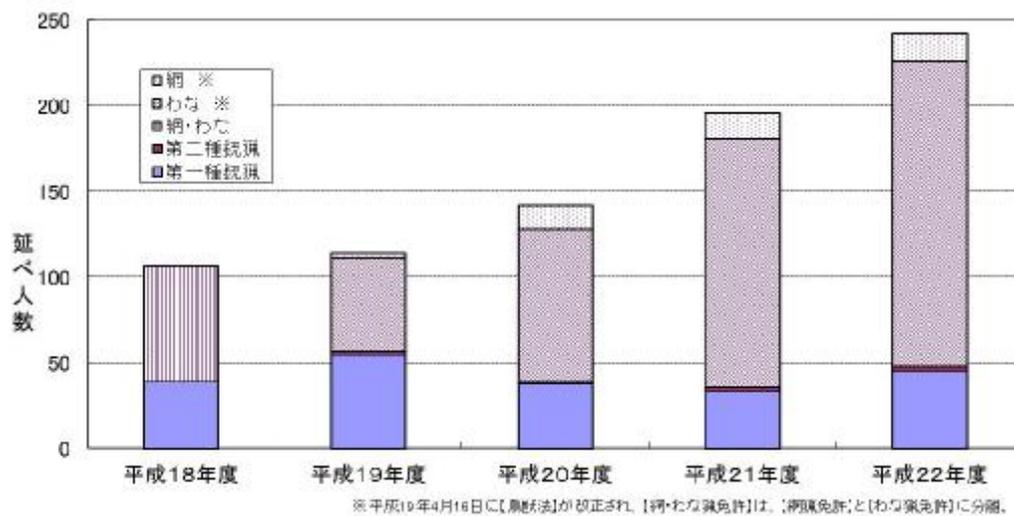


図9 狩猟免許試験の合格者数

6 保護管理の目標

(1) 大阪府シカ保護管理計画（第2期）の評価

第2期計画においては、個体数推定シミュレーションソフトを用い、平成18年度の大阪府内の生息頭数を1800頭と推定し、計画期間である5年間でシカの生息頭数を半減させるために、年度ごとに捕獲目標数を設定し対策を進めてきた。

その結果、年々捕獲数は増加するとともに、平成22年度には725頭と目標数を上回る捕獲数となった。

また、平成20年度より実施した猟期の延長については、延長期間を利用し、出猟・捕獲が行われており、捕獲数の増加に寄与している（図10）。

しかしながら農林業被害については被害金額の軽減という目標は達成されていない上に、CPUE等においても減少傾向は認められなかった。

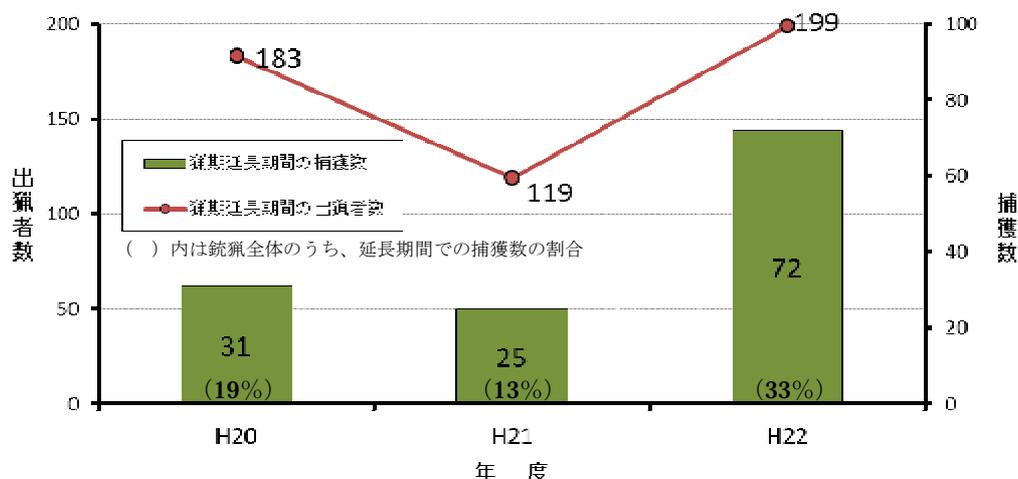


図10 銃猟における猟期延長期間（2/16～3/15）の捕獲数と出猟者数

(2) 管理目標

人とシカとの共存を目指すためには、最も問題となっている農林業被害を軽減し、人とシカの軋轢を緩和する必要がある。

現在の農林業被害は、被害金額が約38,000千円、被害面積が約50haと、依然として高い水準にあることから、この計画の実施により農林業被害金額及び面積の半減を目標とする。

このため、引き続き被害防除対策を実施するとともに、積極的な個体数調整が必要であり、第3期計画では強い捕獲圧を継続して加えるため、現状の捕獲頭数である700頭以上の捕獲を目標とする。

また、特に近年、南部地域等、シカの進出が見られる地域においては、新たな生息区域の拡大による農林業被害を防止するため、積極的な捕獲を推進する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

目標達成のためには、農林作物等に被害を及ぼすシカに対し強い捕獲圧を継続して加えるとともに、防護柵の設置や耕作放棄地の解消等、総合的な農林業被害防止対策を実施する。

また、個体数の低減を進めるために、個体数増加に重要な役割を果たすメスの捕獲を促進する。

7 数の調整に関する事項

(1) 有害鳥獣捕獲

本計画に基づき実施する有害鳥獣捕獲は、特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整のための捕獲として取り扱い、被害の発生の有無に関わらず計画的・効率的な捕獲を進める。

(2) 狩猟

わな猟においてはオス、メスともに1人1日あたりの捕獲制限はなしとする。銃猟については、メスは捕獲制限なしとし、オスは1人1日1頭までとする。ただし、グループで猟を行う場合は、オスの捕獲は参加狩猟者の人数と同数までとする。

狩猟期間については、11月15日から翌年2月15日までの狩猟期間を翌年3月15日までとする一ヶ月の延長措置を継続する。

また、くくりわなについても輪の直径が12センチメートル以内とする猟法で定められている制限の解除を継続する。

8 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の設定について、シカの生息環境を保護するため、北摂地域にある2箇所の鳥獣保護区については、指定の継続に努める。また、新規設定、拡大については、地域の実情等を勘案して検討する。

(2) 生息環境の整備

今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことで放置森林や耕作放棄地が増加することが予測される。シカは林縁の動物であり、放棄され草原化した耕作地、森林伐採等によって作り出された草地は餌量の多い環境を作り出し、個体数の急激な増加の引き金や高い増加率を維持する基盤となることから、このような環境をできるだけ作り出さない工夫が必要である。

森林整備については、複層林や長伐期施業の促進、適切な間伐の実施等多様な手法による健全な人工林の育成、里山林の再生等により、放置森林の解消に努め、シカ本来の生息地を確保するものとする。また、天然林については、大規模な皆伐施業は行わないなど適正な森林整備を行い、野生鳥獣の生息環境整備に努めることとする。

また、耕作放棄地については、その存在がシカの良い餌場や隠れ家となり、繁殖を助けるだけでなく、シカを耕作地へ導くものとなっている。このため、耕作放棄地の草地化を防ぎ、人に慣れる訓練の場となることを防ぐため、効果的な対策を講じるものとし、シカが定着しにくい環境の整備やシカの追い払いについて市町村等関係機関と連携して普及啓発に努めるものとする。

9 その他保護管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

被害防除対策は、被害等の未然防止を図るための基本的な手段であり、また個体数管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段である。

このため、引き続き、防鹿柵の設置、忌避剤の散布やツリーシェルターによる保護などの防除を進めるとともに、有害鳥獣捕獲の両面から推進していく。

特に、被害が集中している地域について、重点的に被害防除対策が実施されるよう市町村、猟友会等との調整を進める。

防鹿柵は、被害防除対策としては効果の高いものであるが、設置方法の不備、メンテナンス不足により、その効果が認められないものも見られる。そのため、設置及びメンテナンスに関する技術の普及を進めるとともに、その支援体制についても強化し、地域にあって指導的な役割を果たす人材の育成に努める。

また、広域防除の観点から、個人単位を越え地域一体となった共同防除について、効果的な推進方法を検討する。さらに、防鹿柵のより一層の普及を図るため、安価で手間のかからない維持管理や、景観に配慮した防鹿柵の技術改善を検討する。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングはフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な保護管理に欠かせない作業であることから、シカの生息動向、生息環境、捕獲状況、被害の程度等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検するとともに、個体数管理の年間実施計画等の検討に反映（フィードバック）させるものとする。

モニタリングとして、毎年度の傾向把握のため、狩猟アンケート、有害鳥獣捕獲個体の解析による動向調査及び生息状況調査を引き続き実施し、長期的傾向の把握に努める（表4）。

また、被害状況（区域、面積、金額等）については、市町村に報告を依頼する。

シカによる自然環境（生態系）に係るインパクト、例えば特定植物の消失や著しい減少等が報告された場合は、場所、規模等その情報を記録しその後の動向に注意する。

表4 モニタリング内容

項目	内容	目的等	対象地	
生息状況調査	生息域、生息密度、推定生息数等の調査	長期的な傾向、生息環境の把握	北摂	
被害状況調査	被害状況報告	農林業被害の状況報告	各市町における被害状況の把握	
	被害意識調査	月毎に市町村担当者への情報収集	被害の実態、変化を把握	全域
	植生被害調査	生息地の植生等の調査	生態系被害の把握	北摂
捕獲状況調査	有害捕獲報告	有害捕獲における捕獲年月日、場所、サイズ、性別、妊娠有無の報告	捕獲状況（年月日・場所）、CPU E、個体群動向（個体数・生息域・サイズ変化・性比構成・妊娠率）の把握	全域
	狩猟アンケート	狩猟における場所別雌雄別捕獲数・目撃数、出猟日の報告		

(3) 計画の実施体制

① 合意形成

本計画の実施にあたっては、行政と住民・関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を推進する。

② 検討会の設置

大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり・都市環境室、農政室、農と緑の総合事務所及び環境農林水産総合研究所）、関係市町、農林業団体、狩猟団体、自然保護団体、学識経験者による検討会を設置し、計画内容や実行方法、進捗状況等について検討・評価を行うとともに、検討会メンバーの協力による総合的な取り組みを推進する。

③ 広域連絡調整

シカは広域に行き来することから、隣接する市町村や近接府県と連絡調整や情報交換に努め、連携を図りながら被害対策を推進する。京都府、兵庫県と設置している南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会など各市町村の広域的な取り組みを積極的に支援する。

④ フィードバックシステムの推進

モニタリングの結果を踏まえ、計画の進捗状況を点検し年間実施計画の検討に反映させるとともに、保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤ 狩猟者及び農林業者等への普及啓発

関係市町村、団体、府等による地区協議会の設置により、被害対策情報の交換・提供等を行なうとともに、農林業者へは関係機関との連携により講習会等を実施し防除技術等の普及指導の充実・促進に努める。

また、狩猟に対しては、メスの狩猟が農林業の振興に寄与することについて普及啓発に努めるとともに、府民に対しては、狩猟の社会的役割、シカによる人身被害を防ぐために習性や適切な付き合い方について普及啓発を行う。

(4) その他

① 資源としての利用の検討

シカ肉については、需要拡大を図るため、有効な活用方法について検討する。

また、シカの歴史的、文化的、自然的価値を再評価し、魅力ある地域づくりの資源としての活用を検討する。

また、捕獲者がシカを処理し販売する場合には、食肉販売業や食肉処理業の許可や食品衛生責任者の資格が必要となるため、国のマニュアル等を活用した普及啓発に努める。

② 被害対策等の研究推進

シカの保護管理を発展させるため、環境農林水産総合研究所など研究機関と連携を図り、効果的な防除方法、簡易なモニタリング調査の実施手法の確立、密度と被害強度との関係の解明（許容密度）等を進める。

③ 動物由来感染症等への対応

保護管理を推進する上でシカとの接触が避けられないことから、E型肝炎等人への感染の予防について普及啓発に努める。

大阪府イノシシ保護管理計画〔第2期〕の概要

1. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及びイノシシの長期にわたる安定的な共存を図るため、平成19年4月から平成24年3月までを第1期の計画期間とするイノシシ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置等の被害対策に努めてきたところであるが、依然として農林業被害は高い水準で推移しており、市街地等への出没による事故も発生している。このことから、引続き第2期のイノシシ保護管理計画を策定し総合的なイノシシ対策を講じる。

2. 保護管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3. 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

4. 保護管理が行われるべき区域

大阪府全域

5. 特定鳥獣の生息の現状

- ・捕獲頭数は年々増加、平成22年度は有害鳥獣捕獲と狩猟による捕獲を併せ3,711頭を捕獲。
- ・農林業においては依然大きな被害が生じており、平成22年は被害面積約250ha、被害金額約120,000千円に及んでいる。

6. 保護管理の目標

- ・平成22年度の農林業被害金額及び被害面積の半減
- ・平成22年度の捕獲数（約3,700頭）以上の捕獲

7. 数の調整に関する事項

- ・有害鳥獣捕獲と狩猟により、個体数の調整を行う。
- ・イノシシの狩猟期間の1ヶ月延長を継続し、11月15日から翌年3月15日までとする。
- ・くくりわなの径の制限解除を継続する。

8. 生息地の保護及び整備に関する事項

未収穫作物や廃棄作物の撤去、山際の刈り払い、耕作放棄地等の整備など、イノシシを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

9. その他保護管理のために必要な事項

- ・被害防除対策
農林業被害の防止を図るために、被害対策施設（柵、囲い等）の整備による防除対策を進める。
- ・モニタリング
イノシシによる被害の状況、捕獲状況、被害意識等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検し、計画にフィードバックさせる。

大阪府イノシシ保護管理計画（第2期）

平成24年3月

大 阪 府

目 次

1. 計画策定の目的と背景	
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2. 保護管理すべき鳥獣の種類	1
3. 計画の期間.....	1
4. 保護管理が行われるべき区域.....	1
5. 生息の現状	
(1) 生息環境.....	2
(2) 生息動向及び捕獲状況.....	3
(3) 被害及び被害防除状況.....	7
(4) その他.....	9
6. 保護管理の目標	
(1) 大阪府イノシシ保護管理計画（第1期）の評価.....	11
(2) 管理目標.....	12
(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方.....	13
7. 数の調整に関する事項	
(1) 有害鳥獣捕獲.....	13
(2) 狩猟.....	13
8. 生息地の保護及び整備に関する事項	
(1) 生息環境の保護.....	13
(2) 生息環境の整備.....	13
9. その他、保護管理のために必要な事項	
(1) 被害防除対策.....	13
(2) モニタリング等の調査研究.....	14
(3) 計画の実施体制.....	15
(4) その他.....	15

1. 計画策定の目的と背景

(1) 背景

大阪府は、西は大阪湾に面し、北から南は府域面積の約3割を占める北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の森林に囲まれ、中央部には大阪平野が広がっている。平野の北東部を淀川が、中央部を大和川がそれぞれ貫流しており、都市化が進んだとはいえ、森林、平野、河川から海に至る多様な自然環境を有し、33種のほ乳類と365種の鳥類の生息が確認（大阪府野生生物目録2000.3）されており、それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然環境そのものを創り上げている。

大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、近年の急激な都市化の進展や生活様式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等により絶滅を危惧されるものが見られる一方、生息数、生息域が拡大し、農林業被害等人間活動との軋轢を起こしているものが見られる。

近年、府内においては、イノシシによる農作物等の被害が増加し、最近では、市街地への出没による人身事故も発生している。被害の大きい市町村では、捕獲や進入防止柵の設置等による防除を行っているが、被害は依然として高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。

一方、イノシシは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、貴重な狩猟資源でもある。このため、人間活動とイノシシとの軋轢を軽減し、長期にわたる安定的な共存を図る必要がある。

(2) 目的

大阪府では、被害の拡大しているイノシシ対策を進めるため、「大阪府イノシシ保護管理計画」（第1期）を策定し、市町村や農協、猟友会等関係団体と連携して科学的・計画的な対策を進めてきた。しかし、依然として被害は継続し目標であった農林業被害の半減は達成されていない。

このため、引き続き第2期のイノシシ保護管理計画を策定し、イノシシの捕獲や進入防止柵の設置等の被害対策を総合的に推進し、人とイノシシの永続的な共存を図る。

2. 保護管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するイノシシとする。

3. 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までとする。

4. 保護管理が行われるべき区域

平成17年度に実施した「鳥獣被害対策調査（イノシシ）」では、大阪府内43市町村中31市町村でイノシシの生息（目撃）情報があり、府内のほぼ全域の森林区域に広く分布していることが確認されている（図1）。また、最近では河川等を通じて都市部にもイノシシが出没し、普段は生息が確認されていない地域においても人身事故の危険性が高まっている。このため、保護管理の対象とする地域は大阪府内全域とする。

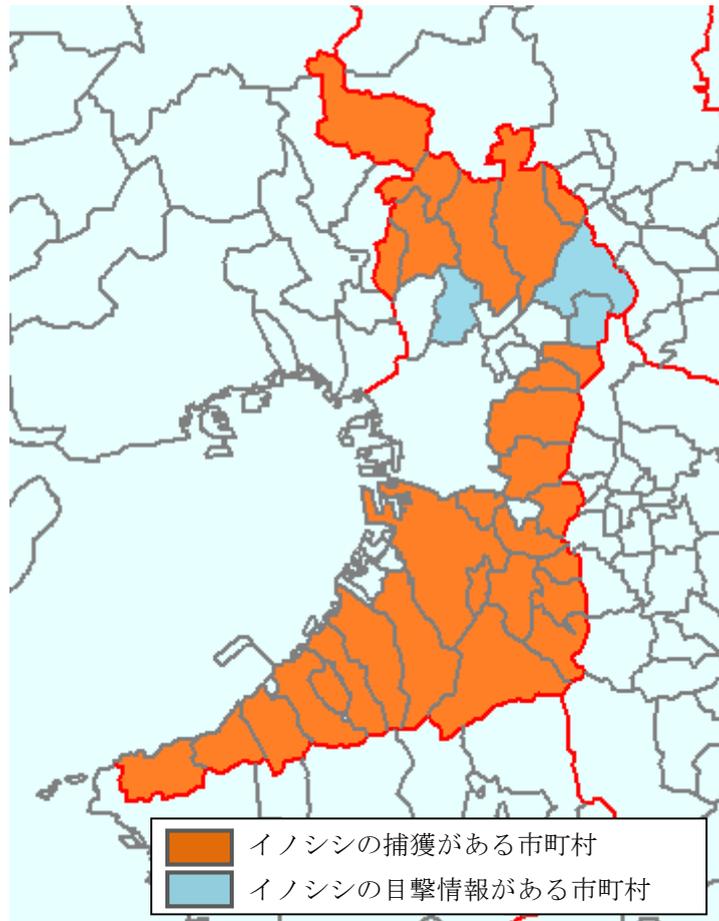


図 1 区域図

5. 生息の現状

(1) 生息環境

① 地形・気候

大阪府の面積は約 **189,300ha** であり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山系、東は南北に連なる生駒・金剛山系、南は東西に走る和泉山系によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山系は大阪府と奈良県、南の和泉山系の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む周辺山系は、淀川と大和川とによって分断されており、この 2 河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は **16.5℃**、降水量は **1,306mm** である（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成 22 年年報）。

② 森林

府域の、地域森林計画対象の民有林面積は **55,154ha** であり、これを森林区分別にみると、人工林が **27,035ha**、天然林が **25,405ha**、その他竹林等が **2,661ha**、国有林面積は **1,095ha** となっており、森林面積は府域面積の **31%**にあたる（平成 22 年みどり・都市環境室調）。

③ 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、自然公園等

鳥獣保護区特別保護地区については1箇所、70haを指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を18箇所、12,801ha（府域面積の6.8%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

特定猟具使用禁止区域（銃器）については、73箇所、120,921haを指定している。

自然公園については、19,352ha（国定公園16,758ha、府立北摂自然公園2,594ha）を指定している（平成23年3月現在）。

④ 耕作地、耕作放棄地及び竹林

耕作放棄地や竹林は、イノシシに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因となっている。農林業センサスによると、平成12年から平成22年までの10年間で、府域の経営耕地面積は1,692ha減少しており、府域には1,665haもの耕作放棄地が存在している（表2）。

また、大阪府で策定している放置森林対策行動計画によると、タケノコや竹材の採取が行われず過密になったり、隣接する森林に拡大しているいわゆる「放置竹林」は約2,700ha存在している。

このような耕作放棄地や放置竹林の拡大がイノシシ被害増大の要因の一つになっていると推測される。

表2 大阪府域における耕地面積及び耕作放棄地面積

区分	平成12年	平成17年	平成22年
総経営耕地面積（ha）	8,439	6,953	6,747
田	6,456	5,434	5,149
畑	784	671	762
樹園地	1,200	848	862
耕作放棄地面積（ha）	1,403	1,695	1,665

大阪府総務部統計課資料（農林業センサス2010より）

(2) 生息動向及び捕獲状況

① 生息動向

府域のイノシシは、淀川を境として、主に北摂の山地に生息する北部と、金剛生駒・和泉葛城山系の山地に生息する中・南部の2つに分布域が分かれる。

北部では、高槻市、茨木市、箕面市、池田市、豊能町にかけて多く出没し、中・南部では、四條畷市以南の生駒山系から大和川を挟み、金剛、岩湧、和泉葛城山系沿いに岬町まで広範囲に出没している。

② 捕獲状況

狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲数は、昭和 54 年度までは狩猟による捕獲がほとんどで、年間 400 頭程度で推移していたが、昭和 59 年度には 200 頭以下まで減少した。

その後、イノシシの生息数の増加や生息区域の拡大に伴い、捕獲数は平成 3 年に増加に転じ、農業被害が拡大した平成 7 年度以降急増し、平成 22 年度には 3,711 頭となっている。

捕獲の内訳は、平成 7 年度までは有害鳥獣捕獲数は全捕獲数の 1 割程度であったが、その後徐々に増加し、平成 21 年度には有害鳥獣捕獲が狩猟による捕獲を逆転した。

平成 22 年度には有害鳥獣捕獲が 1,992 頭、狩猟による捕獲が 1,719 頭となっており、有害鳥獣捕獲は全体の 54% を占めている（図 2）。

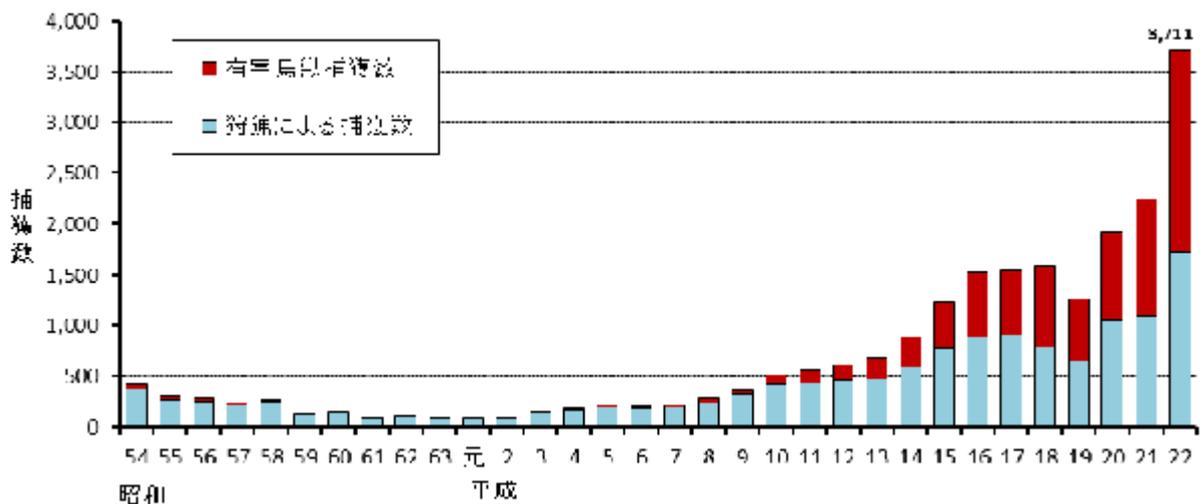


図 2 大阪府内における捕獲数の推移

地域別に見ると、北部は、狩猟による捕獲数が多い割に、有害鳥獣捕獲数は多くない。

中・南部では、狩猟による捕獲数、有害鳥獣捕獲数ともに多いが、捕獲範囲も広範囲であり生息環境の良さと生息数の多さが伺える。また、中部の生駒山地では大部分が鳥獣保護区であり、狩猟による捕獲が規制されていることから、有害鳥獣捕獲による捕獲がほとんどである（図 3、4）。

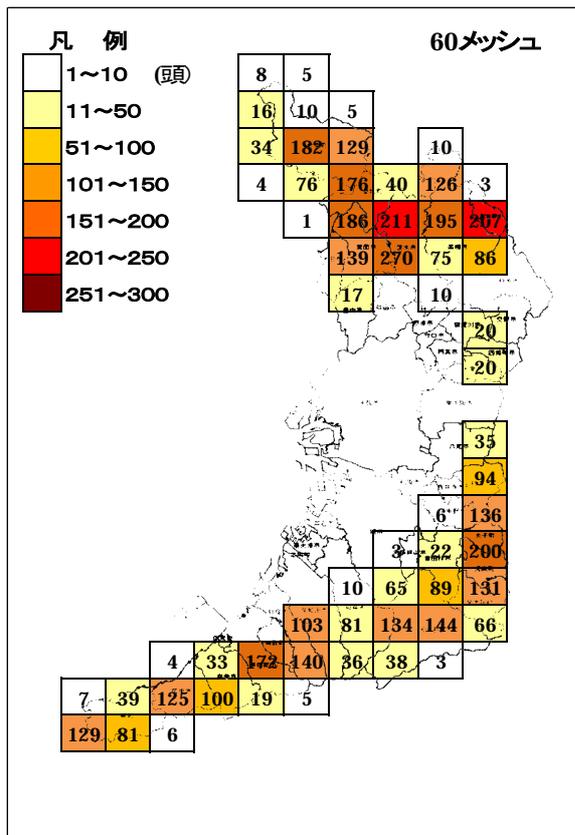


図3 狩猟による捕獲状況 (H18~22)

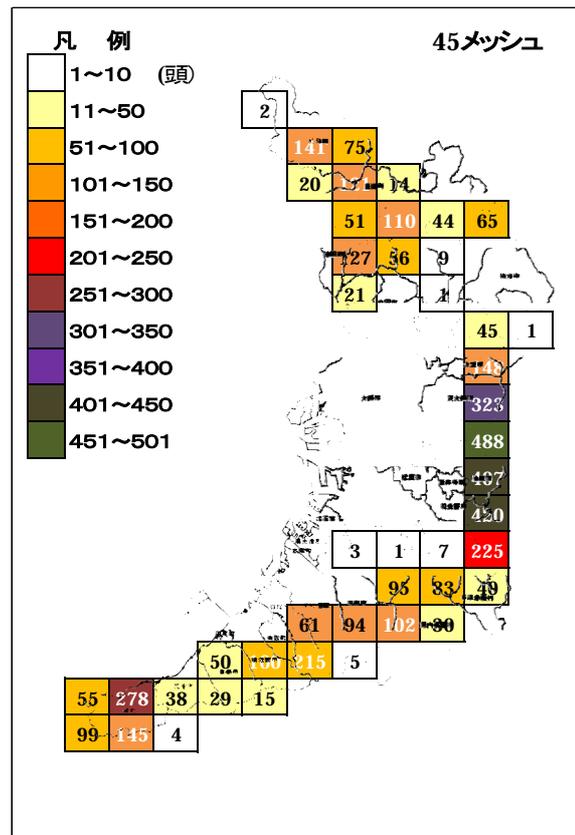


図4 有害鳥獣捕獲状況 (H18~22)

狩猟における手法別の捕獲数を見ると、平成12年度以降、「わな猟」による捕獲数が、「第一種銃猟」による捕獲数を上回っており、平成22年度には、「わな猟」による捕獲が1,303頭、「第一種銃猟」による捕獲が416頭となっており、「わな猟」による捕獲が全体の76%を占めている(図5)。

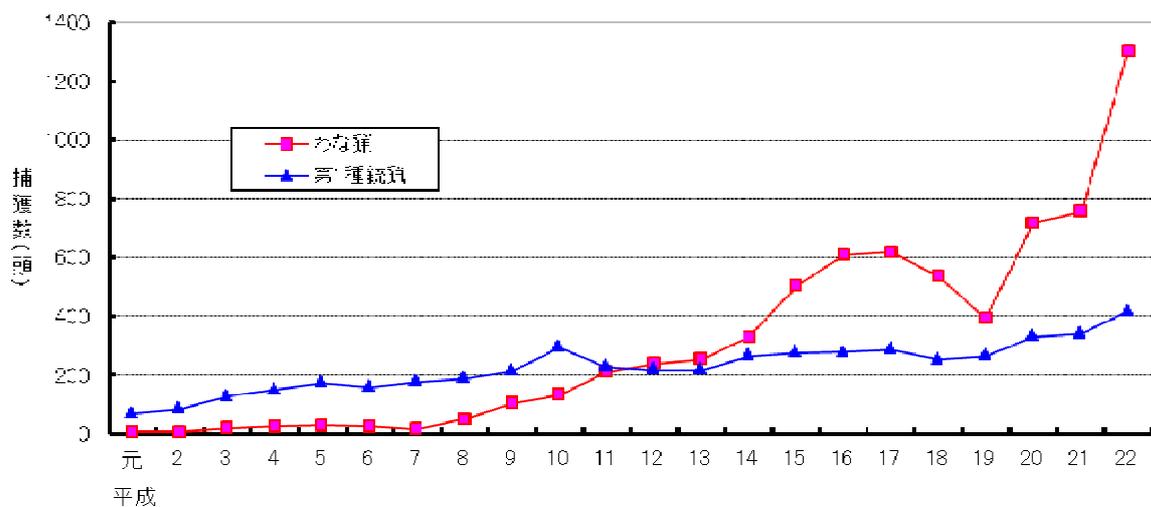


図5 大阪府内における狩猟による手法別捕獲数の推移

有害鳥獣捕獲による捕獲個体の雌雄比では、

平成 20 年度 オス 585 頭：メス 284 頭

平成 21 年度 オス 689 頭：メス 427 頭（不明 28 頭を除く）

平成 22 年度 オス 1,151 頭：メス 766 頭（不明 75 頭を除く）

であり、全体にオスの割合が高くなっている（図 6）。また、捕獲手法別の雌雄比を見ると、「銃」「罠いわな」「くくりわな」による捕獲に比べ、「箱わな」によるメスの捕獲の割合が低くなっている（図 7）。

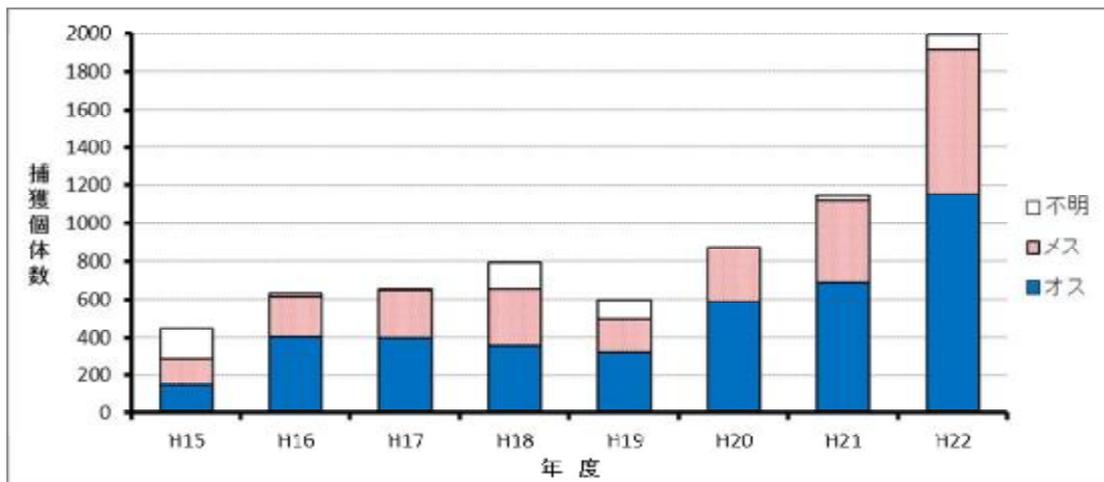


図 6 平成 15 年から 22 年の有害鳥獣捕獲個体の雌雄比

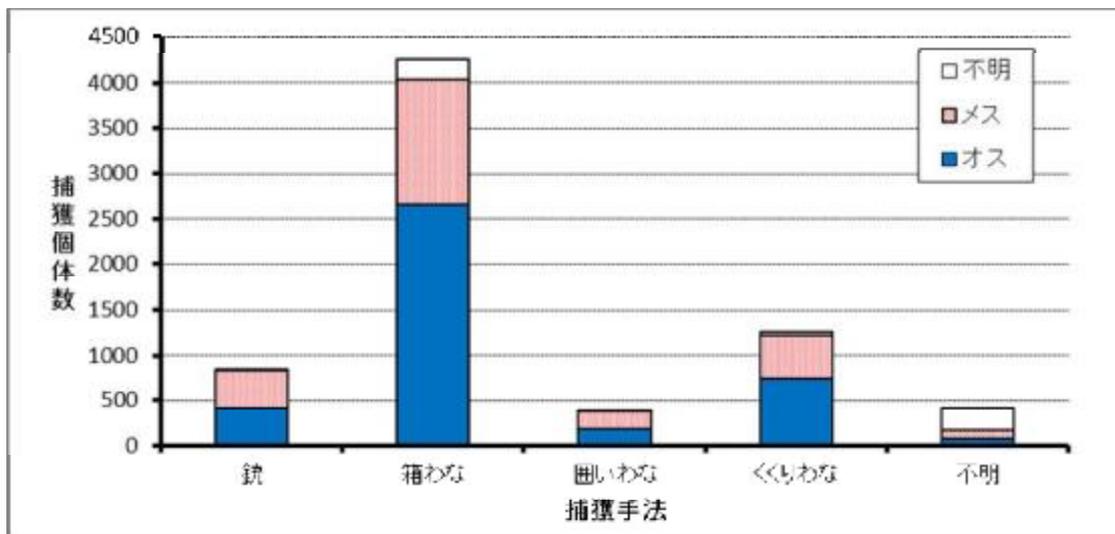


図 7 平成 18 年から 22 年の有害鳥獣捕獲個体の手法別雌雄比

有害鳥獣捕獲の手法では、「箱わな」による捕獲が増加しており、今後も「箱わな」が主要な捕獲手法となる。しかし、「箱わな」ではメスの捕獲割合が低く、また、幼獣の捕獲が多いため、今後、メスの成獣の捕獲割合を上げる必要がある。

C P U E（単位努力量あたりの捕獲数=捕獲数÷のべ従事者数）は、平成 18～22 年度の狩猟時の銃による捕獲について調査した結果、捕獲数が著しく増加したにも関わらず、0.14～0.18 の間で推移しており、大きな減少傾向は認められない（図 8）。

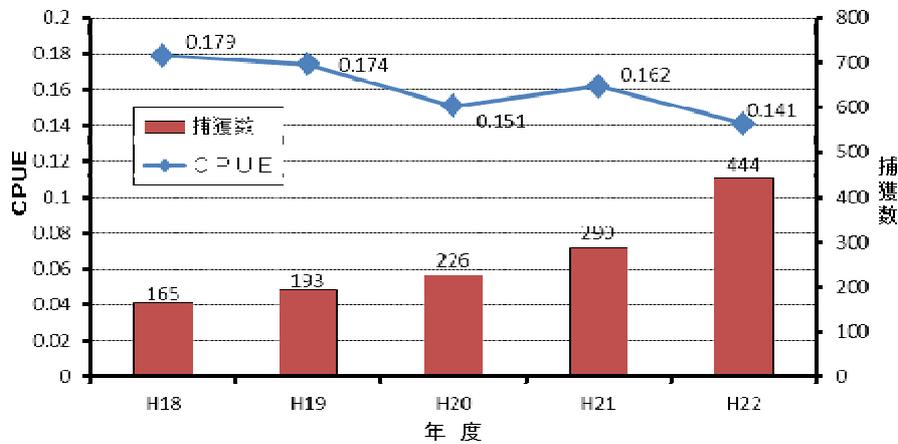


図 8 銃による狩猟における C P U E

(3) 被害及び被害防除状況

① 被害状況

i) 農林業被害

平成 22 年度のイノシシによる農林業被害は、被害金額が約 1 億 2 千万円、被害面積が約 250ha と依然高い水準である（図 9）。

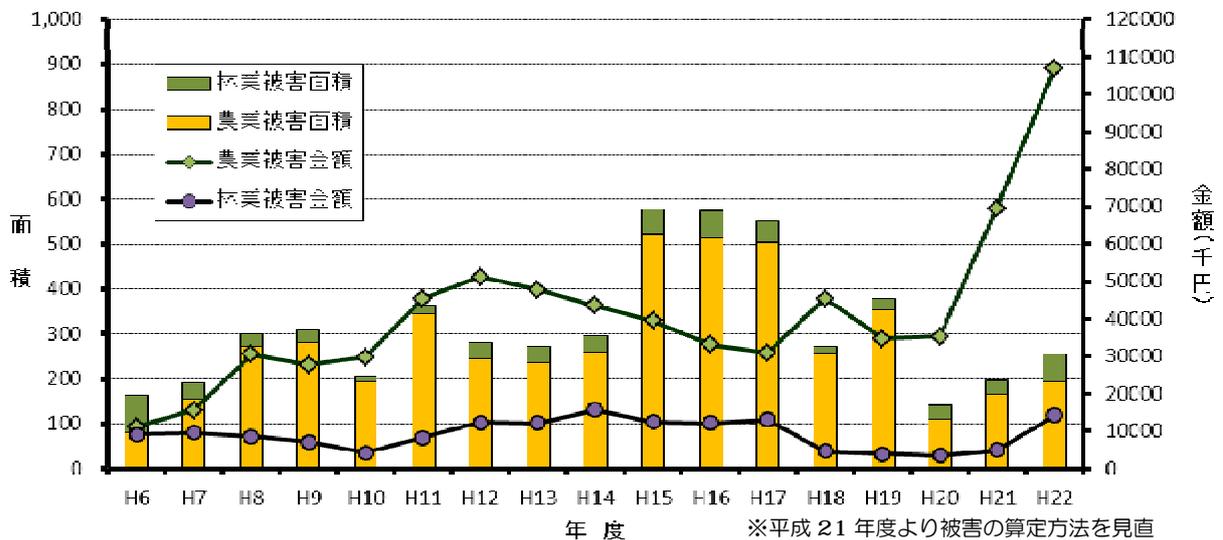


図 9 農林業被害の推移

農林業被害の大部分は農業被害であり、その代表的な被害作物は水稲、イモ類、その他多種の野菜類や果物である（図 10）。被害の形態は、食害の他、踏み荒らしであり、6 月から 12 月にかけての作付け期から収穫時期まで長期にわたって発生するため、農業経営意欲への影響も大きい。

また、林業被害は農業被害に比べると少ないが、そのほとんどがタケノコである。

管理されている竹林では、トタン柵等の防除対策の努力もされているが、放置されている竹林ではほとんど対策をされていないため、竹林の管理促進と合わせ、防除対策の実施が課題である。

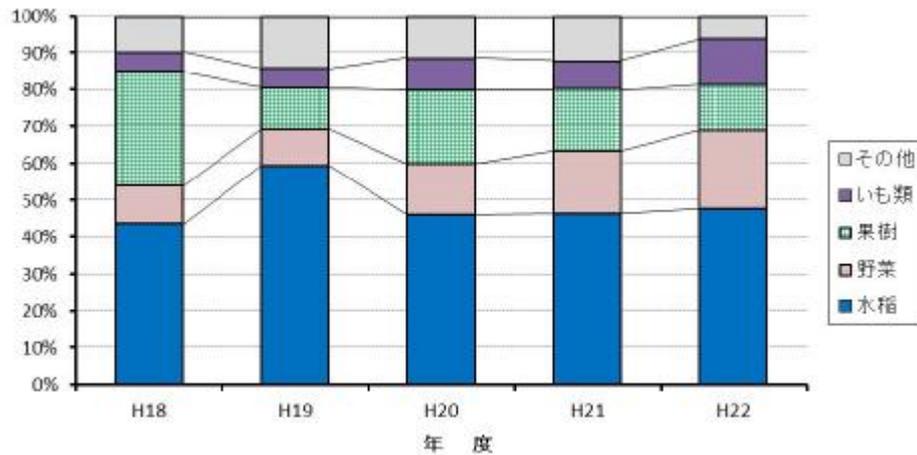


図 10 農業被害の種類（被害金額内訳）

ii) 人身被害

近年、市街地にイノシシが出没するケースが急増している。平成 22 年度には 7 件の市街地での出没情報があり、そのうち 2 件では人身事故が発生し、計 8 名の方が負傷している。

こうした背景には、生息地や生息区域の拡大に加えて住宅地が山麓付近まで広がる一方で、山麓の林縁部の刈り払いが行われず、河川・水路を伝い、山から市街地への出没が容易になっていることが要因と考えられる。

② 被害防除の実施状況

被害防除としては、個々の農家が自己の所有地の周囲を電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタンなどで囲んで防除に努めている（図 11）。しかし、地域ぐるみで集落全体を囲むなど効果的・効率的な取り組みを実施している地域はごく一部である。

府内各市町村では、独自の補助事業として、農家がトタン柵や金網柵を設置する際の現物支給や材料費に対する補助等を実施しているところもあるが、これまでの防除の取り組みは農家の個人対応で実施しており防除実績は十分把握できていない。

被害防除は地域ぐるみで行うことが有効であるため、大阪府では平成 18 年度から、農業者等が地区協議会を組織し、3 戸以上の農家が協力して 2ha 以上の受益農地を対象に防護柵等の整備を行う際、整備費の一部を補助する農作物鳥獣被害防止対策事業を実施している。

また、平成 20 年 2 月には「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）」が施行され、被害に身近な市町村が被害対策の主体となれるよう制度が整備された。市町村が被害防止計画を策定し、これに基づき防護柵の設置やわな・檻の購入、捕獲鳥獣の処分等の事業を実施した場合、経費の 8 割が特別交付税として交付される。

また、法施行と併せて鳥獣被害防止総合対策事業により、市町村が総合的かつ効果的な対策を実施できるようになった（表3）。

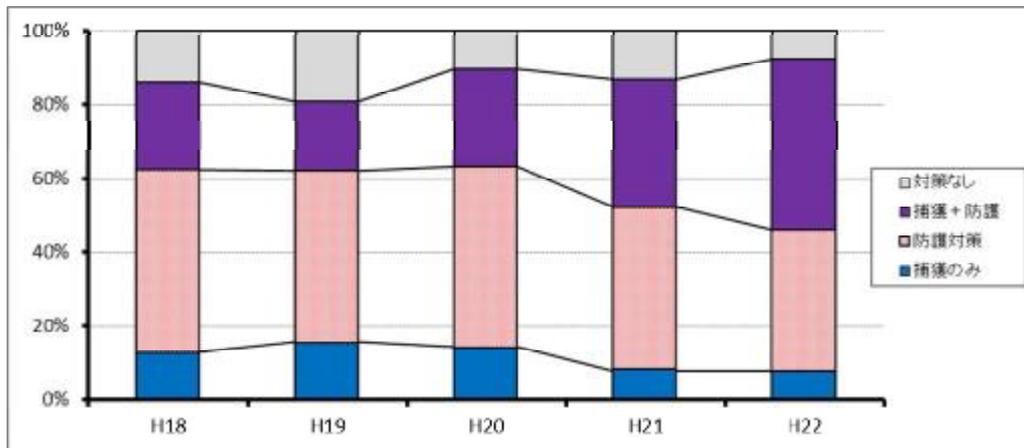


図 11 農家での対策農業アンケート

表 3 被害対策実施状況（実績）

計画期間		第 1 期計画				
事業名	事業内容	H18	H19	H20	H21	H22
農作物鳥獣被害防止対策事業 (府単独補助事業)	実施市町村数	4市町	8市町	9市町	6市町	5市町
	防護柵の設置(km)	6.6	16.0	34.5	18.5	25.0
鳥獣被害防止総合対策事業 (国庫補助事業)	実施市町村数			1市町	2市町	3市町
	防護柵の設置(km)			15.5	13.2	22.1

(4) その他

① 隣接府県の保護管理計画の策定状況

隣接府県の保護管理計画は、兵庫県と和歌山県、奈良県で策定されており、平成 23 年度に京都府も策定予定である。

② 遺伝子調査の結果

大阪府内のイノシシについては一部地域においてイノブタであるとの情報があり、環境農林水産総合研究所が平成 17 年から 21 年にかけて遺伝子調査を実施した。

イノシシ 106 頭について調査を実施したが、全ての個体についてブタの遺伝子は全く確認されなかった。

③ 動物由来感染症調査の結果

平成 17 年から 21 年にかけて環境農林水産総合研究所によりイノシシの E 型肝炎の調査を実施した。

結果は、150 個体中 12 個体が陽性であり陽性率は 8%であった。一定の割合で陽性個体が存在することが明らかになったが、E 型肝炎ウイルスは中心部まで火が通るような加熱処理を行えば死滅するため、イノシシ肉の利用時には十分な加熱処理について周知徹底する必要がある。

④ 狩猟者の動向

イノシシは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりイノシシの数を調整する役割を担うとともに、有害鳥獣捕獲の従事者として重要な役割を果たしている。

しかし、近年、大阪府における狩猟者は減少傾向にある。年齢構成を見ると、高齢化が進行しており、平成22年度では60才以上の占める割合が68%となっている（図12）。

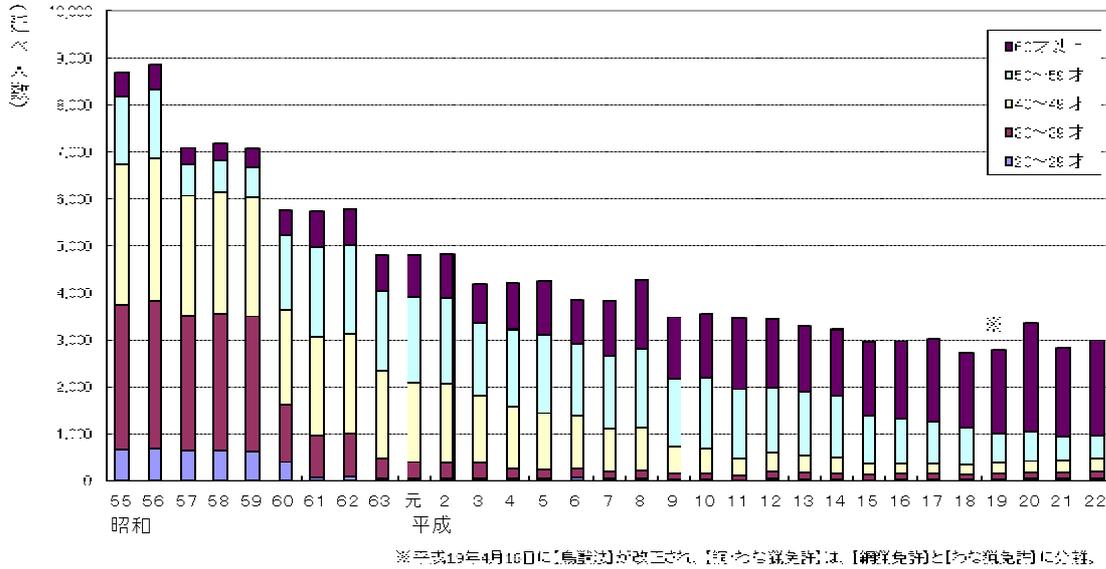


図12 年齢別狩猟免許交付状況

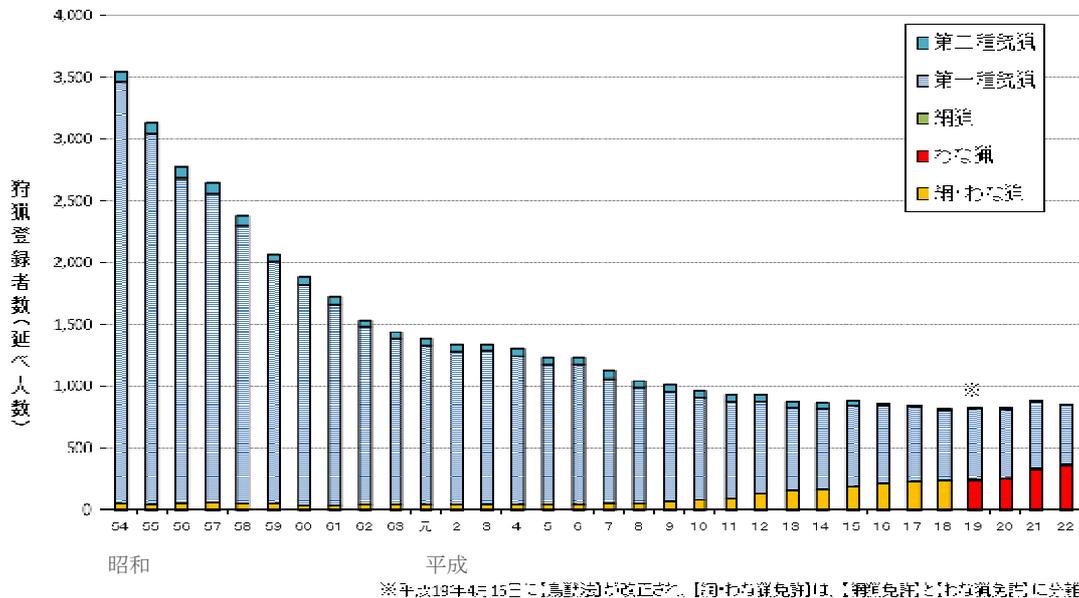


図13 狩猟免許の種類別狩猟登録者数

(免許交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者)

狩猟登録者を種類別に見るとわな猟免許の割合が増加傾向にあり（図13）、平成22年度は369名で全登録者の43%となっている。また、全捕獲数の76%にあたる、1,303頭をわな猟

で捕獲している。

大阪府では、イノシシ猟はわな猟によるものが多くなっているが、有害鳥獣捕獲における捕獲隊の編成やわな猟での止めさし等、銃猟免許所持者に対する要請は多く、狩猟者が年々減少・高齢化していく中、銃猟免許所持者の人員確保が難しくなっている。

一方、大阪府では、農家が自衛のための捕獲を実施できるよう、狩猟免許の取得促進を図っており、平成20年度より狩猟免許試験を年2回実施し、うち1回は農閑期に実施している。

このため、わな免許を取得する農家が増加しており、平成22年度の狩猟免許合格者242名中、わな免許取得者は178名となっている（図14）。

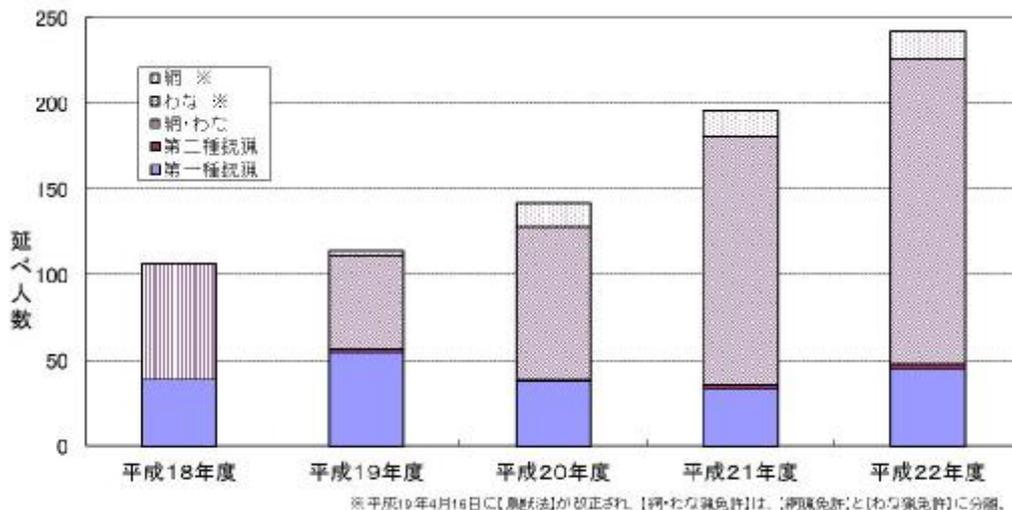


図14 狩猟免許試験の合格者数

6 保護管理の目標

(1) 大阪府イノシシ保護管理計画（第1期）の評価

第1期計画においては、環境省が作成した特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（イノシシ編）における野外での年増加率1.178を基準に、平成18年度の大阪府内の生息頭数を9,545頭と推定し、計画期間である5年間でイノシシの生息頭数を半減させるために、平成19年度以降の捕獲目標数を年間2,300～2,600頭と設定し、対策を進めてきた。

その結果、計画当初の捕獲数は1,600頭程度であったが、年々捕獲数は増加し、平成22年度には3,711頭と目標数以上の捕獲数となった。

また、平成19年度より実施した狩猟の延長については、延長期間を利用し、出猟・捕獲が行われており、捕獲数増加に寄与している（図15）。

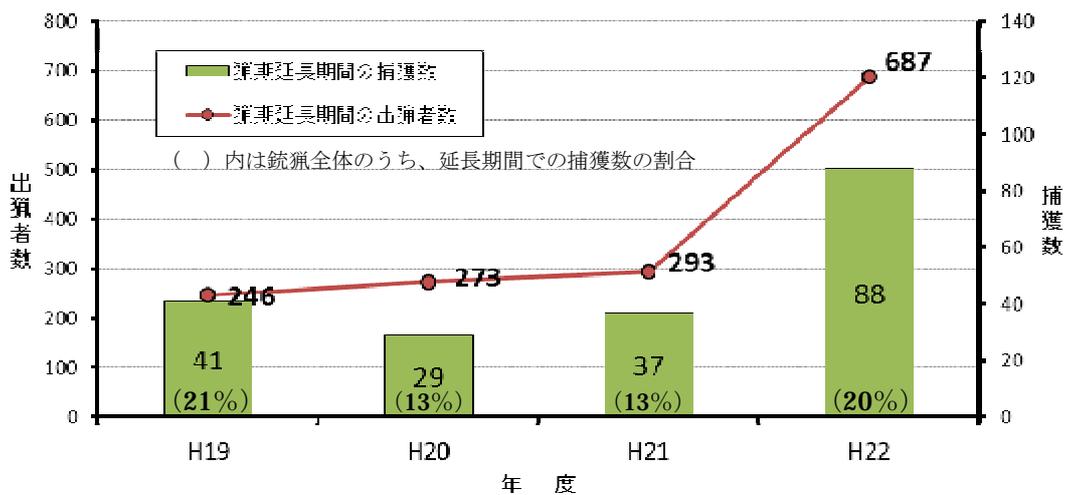


図 15 銃猟における猟期延長期間（2/16～3/15）の捕獲数と出猟者数

しかしながら農林業被害については被害金額の半減という目標は達成されていない上に、農業実行組合に対して実施したアンケート調査の結果でも、依然として農家の被害意識が高く、イノシシが減少しているとする意見は少数であった（図 16、17）。

また、CPUE においても、大きな減少傾向は認められなかった。

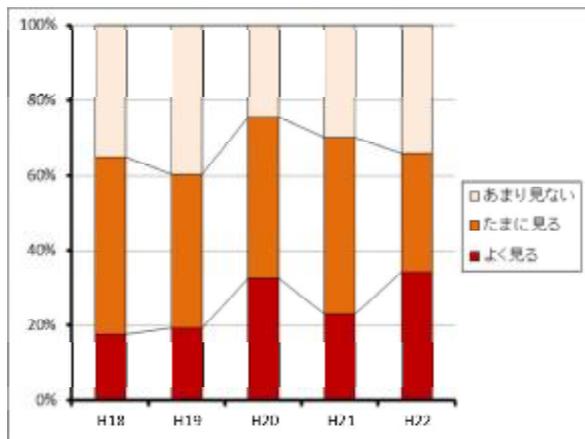


図 16 イノシシの目撃頻度（農業者アンケート）

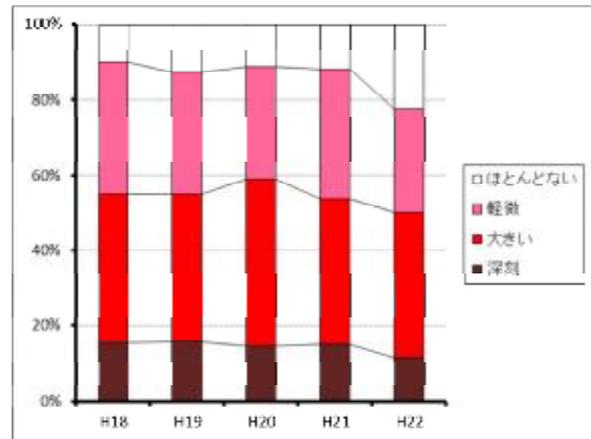


図 17 イノシシの被害程度（農業者アンケート）

(2) 管理目標

人とイノシシとの共存を目指すためには、最も問題となっている農林業被害を軽減し、人とイノシシの軋轢を緩和する必要がある。

現在の農林業被害は、被害金額が約 1 億 2 千万円、被害面積が約 250ha と依然として高い水準にあることから、この計画の実施により農林業被害金額及び被害面積の半減を目標とする。

このため、引き続き被害防除対策を実施するとともに、積極的な個体数調整を行うことが必要であり、第 2 期計画では、強い捕獲圧を継続して加えるため、現状の捕獲頭数である 3,700 頭以上の捕獲を目標とする。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

目標達成のためには、農林作物等に被害を及ぼすイノシシに対し強い捕獲圧を継続して加えるとともに、防護柵の設置や耕作放棄地の解消等、総合的な農林業被害防止対策を実施する。

また、個体数の低減を進めるために、個体数増加に重要な役割を果たすメスの捕獲を促進する。

7. 数の調整に関する事項

(1) 有害鳥獣捕獲

本計画に基づき実施する有害鳥獣捕獲は、特定鳥獣保護計画に基づく数の調整のための捕獲として取り扱い、被害の発生の有無に関わらず計画的・効率的な捕獲を進める。

(2) 狩猟

狩猟期間については、11月15日から翌年2月15日までの狩猟期間を翌年3月15日までとする一ヶ月の延長措置を継続する。

また、くくりわなについては輪の直径が12センチメートル以内とする猟法で定められている制限の解除を継続する。

8. 生息地の保護及び整備に関する事項

(1) 生息環境の保護

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の指定により生息環境の保護を行う。ただし、鳥獣保護区等においても、被害が激甚な場合は有害鳥獣捕獲により積極的な捕獲を行う。

(2) 生息環境の整備

イノシシはもともと平地の生きものであり、里地に引きつけられやすい性質を持っている。今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことで耕作放棄地や放置作物が増加することが予測されることから、里地においては、イノシシによる農作物被害の軽減を図るため、住民によるイノシシを里に寄せ付けない環境づくりを推進する。具体的には、市町村等関係機関と連携し、里地での被害発生要因と言われている未収穫作物や廃棄作物の撤去、圃場近くの山際の刈り払い、耕作放棄地・放棄された竹林等の整備によりイノシシを誘引する要素を除去し、人とイノシシの生息域との緩衝地帯の創造に努めるよう住民へ普及啓発する。

9. その他、保護管理のために必要な事項

(1) 被害防除対策

生息環境の管理と合わせて、農林業被害対策施設（防護柵等）による防除、効率よい捕獲により総合的な被害対策を推進する。

農業被害対策施設（防護柵等）による防除方法は、圃場周辺的环境や、圃場の地形や規模、作物の種類等によって最適な方法が異なる。そのため、費用対効果を考慮し、圃場の規模や作物の種類などにあわせて適切な方法を選べるよう配慮した上で、電気柵、トタンとその他の資材の併用など効果的な防除方法を普及・啓発する。また、大阪府内では小規模な圃場が

多いことから、効率化を図るため、補助事業を活用し集落ぐるみの防除（囲いの設置など）を推進する。電気柵では漏電防止対策を徹底する等、被害対策施設（囲い等）の維持管理には十分注意するよう啓発する。

林業被害対策としては、タケノコ被害対策が中心となり、対策の必要な期間が集中するため、管理竹林ではトタン板等での被害防止と併せた捕獲による防除が効果的である。放置されている竹林では、竹林の管理を実施するよう啓発する。

防除方法は全国各地の研究機関等で開発が進められており、今後、新たに開発される効果的な防除方法の情報収集に努める。

人身事故に繋がる市街地への突発的なイノシシの出没は、イノシシが市街地に隣接する藪状の放置森林や耕作放棄地、河川・水路等を利用していると考えられるため、住宅地や集落周辺の藪を解消し、河川・水路につながるけもの道をなくすよう刈り払い等を推進する。

また、出没時には市町村・警察・猟友会・府等関係者が連携し、捕獲や追い払い等必要な対策が迅速に行えるように連絡体制の整備を進める。

(2) モニタリング等の調査研究

モニタリングは特定計画へのフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な保護管理に必要不可欠である。特に、イノシシの保護管理においては、様々な指標によって捕獲圧を経年的に判断し、それを次の施策に反映させることがポイントとなる。モニタリング項目は次の通りとする。

① 被害状況の把握

被害作物の種類、被害発生時期、被害額、被害面積等の被害状況の把握については、市町村ごとの報告にばらつきが出ないよう、モニタリングするとともに、適切な被害状況把握手法について周知に努める。また、被害状況の増減とあわせて、被害対策の実施状況についても把握して総合的に判断するよう努める。

② 捕獲状況の把握

有害鳥獣捕獲及び狩猟による捕獲状況をモニタリングする。捕獲数（雌雄・成幼獣別数）、捕獲場所、捕獲努力量、目撃数について、有害鳥獣捕獲実績報告書、狩猟者登録者を対象とした出猟カレンダー等により把握する。なお、狩猟期間延長の効果として、出猟カレンダーを活用し延長期間の捕獲状況を検証する。

③ 被害状況並びに対策に関する意識調査

被害の程度を勘案するだけでなく、農林業者等、住民による自主的な被害対策の推進に資するため、住民へのアンケート又は聞き取り調査により、イノシシ被害や被害対策についての意識調査を行う。

④ 計画の取りまとめ

被害状況、捕獲状況、捕獲個体情報等、毎年のモニタリングの総まとめと分析を行い、計画実施後の効果の検証及び課題の抽出を行う。

(3) 計画の実施体制

① 合意形成

本計画の実施にあたっては、行政と住民・関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を推進する。

② 検討会の設置

大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり・都市環境室、農政室、農と緑の総合事務所及び環境農林水産総合研究所）、関係市町村、農林業団体、狩猟団体、自然保護団体、学識経験者等による検討会を設置し、計画内容、管理目標、実行方法、進捗状況等について検討・評価を行うとともに検討会メンバーによる本計画にかかわる総合的な取組を推進する。

③ 広域連絡調整

イノシシは広域に行き来することから、隣接する市町村や近接府県と連絡調整や情報交換に努め、連携を図りながら被害対策を推進する。京都府、兵庫県と設置している南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会など各市町村の広域的な取り組みを積極的に支援する。

④ フィードバックシステムの推進

モニタリングの結果を踏まえ、計画の進捗状況を点検し年間実施計画の検討に反映させるとともに、保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤ 狩猟者及び農林業者等への普及啓発

関係市町村、団体、府等による地区協議会の設置により、被害対策情報の交換・提供等を行なうとともに、農林業者へは関係機関との連携により講習会等を実施し防除技術等の普及指導の充実・促進に努める。

また、狩猟者に対しては、メスの狩猟が農林業の振興に寄与することについて普及啓発に努めるとともに、府民に対しては、狩猟の社会的役割、イノシシによる人身被害を防ぐために習性や適切な付き合い方について普及啓発を行う。

(4) その他

① 資源としての利用の検討

地域の特産品としてイノシシ肉を販売する等、捕獲個体の資源としての有効利用について検討する。

また、捕獲者がイノシシを処理し販売する場合には、食肉販売業や食肉処理業の許可や食品衛生責任者の資格が必要となるため、国のマニュアル等を活用した普及啓発に努める。

② 被害対策等の研究推進

イノシシの保護管理を発展させるため、環境農林水産総合研究所など研究機関と連携を図り、効果的な防除方法、簡易なモニタリング調査の実施手法の確立、密度と被害強度と

の関係の解明（許容密度）等を進める。

③ 動物由来感染症等への対応

保護管理を推進する上でイノシシとの接触が避けられないことから、E型肝炎等人への感染の予防について普及啓発に努める。